

第百五十五回 參議院財政金融委員會會議錄第六号

平成十四年十一月二十一日(木曜日)

午前十時十分開會

委員の異動  
十一月十九日

十一月二十日 岩城 光英君  
淺尾慶一郎君 上杉 光弘君  
円 より子君

補欠選任 上杉 光基

# 衆議院議員 國務大臣 財務大臣 議者者者

- (日本の金融システムと金融政策に関する件)  
(日本銀行の株式買入れに関する件)  
(旧日赤従軍看護婦の処遇に関する件)
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
衆議院送付)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内閣提出)  
閣是当、表義元送付)

ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

厳しい経済状況が続く中、私たち立法府に身を置く者には効果的かつ合理的な経済対策を講じていくことが求められています。そうした観点から今回の改正案の適否を検討した結果、以下の理由から、残念ながら反対せざるを得ないものと考えます。

まず第一に、そもそも銀行等保有株式取得機構見きどり、有力に機能していな、ござります。

出席者は左のとおり、  
委員長

理事

委員

補欠選任		衆議院議員	
上杉	光弘君	発	議者者
円	より子君	発	者
柳田	稔君	議	者
段本	幸男君	議	者
入澤	肇君	議	者
尾辻	秀久君	議	者
峰崎	芳正君	議	者
林	直樹君	議	者
浜田卓一郎君		議	者
相沢	英之君	議	者
七条	明君	議	者
石井	啓一君	議	者
塩川正十郎君		議	者
竹中	平蔵君	議	者
大門実紀史君		議	者
平野達男君		議	者
大淵絹子君		議	者
池田幹幸君		議	者
○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出(継続案件))		議	者
○政府参考人の出席要求に関する件		議	者
参考人		議	者
日本銀行理事	三谷 隆博君	議	者
日本銀行企画室	山口 廣秀君	議	者
審議役		議	者
内閣府副大臣	伊藤 達也君	議	者
総務省官房審議官	佐藤 宽君	議	者
給局次長	久布白 寛君	議	者
財務省主税局長	大武健一郎君	議	者
中小企業厅事業環境部長	斎藤 浩君	議	者
人事・恩賞課長	英達君	議	者
田村耕太郎君		議	者
段本幸男君		議	者
中島啓雄君		議	者
西田吉宏君		議	者
溝手裕君		議	者
森山若林		議	者
勝木大塚		議	者
櫻井正俊君		議	者
より子君		議	者
保君		議	者
健司君		議	者
耕平君		議	者
充君		議	者
正俊君		議	者
より子君		議	者
山本		議	者

○財政及び金融等に関する件  
○参考人の出席要求に関する件  
(税収の収支見込額に関する件)  
(中小企業への融資の実態に関する件)  
(日本の金融システムと金融政策に関する件)  
(日本銀行の株式買入れに関する件)  
(日赤従軍看護婦の処遇に関する件)  
衆議院送付)

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十九日、岩城光英君及び浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として上杉光弘君及び田代君が選任されました。

また、昨二十日、清水達雄君が委員を辞任され、その補欠として段本幸男君が選任されました。

この際、お諮りいたします。

本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認めます。  
これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚でございます。

ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。

厳しい経済状況が続く中、私たち立法府に身を置く者には効果的かつ合理的な経済対策を講じていくことが求められています。そうした観点から今回の改正案の適否を検討した結果、以下の理由から、残念ながら反対せざるを得ないものと考えます。

まず第一に、そもそも銀行等保有株式取得機構が現時点では有効に機能していないことです。

発足以来の買取り額は千四百九十六億円にとどまり、特に直近の半年間に限ってみると、わずか百九十五億円という有様です。

過去十数年の間、補正予算を始めとする政府の様々な経済対策は、客観的に評価して余り有効に機能したとは言えないものが大半です。経済政策や経済対策の有効性は、きっと効果を發揮するに違いないという国民の期待に依存する部分が小さくありません。こうした中で、現に有効に機能していない銀行等保有株式取得機構に関する本改正案を成立させることは、かえって国民の期待を更に低下させることになりかねません。

効果がなくてもやらないよりはやった方がましという御意見もあるうかとは思いますが、経済政策、経済対策に対しても国民がここまで失望している状況下、やらない方がよっぽどましというのもあります。本改正案は、残念ながら正しくそれには該当するものと言えます。

第二に、本改正案は、日本の間接金融機能、企業金融機能の回復に関して直接的には効果を發揮しないことです。

既に、本委員会の委員各位におかれましては、日本経済再生のために、金融機関の健全化では

本日の会議に付した案件

- 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)(継続案件)
- 政府参考人の出席要求に関する件

第五部 財政金融委員会会議録第六号 平成十四年十一月二十一日



決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に総務大臣官房審議官衛藤英達君、総務省人事・恩給局次長久布白寛君、財務省主税局長大武健一郎君及び中小企業庁事業環境部長齊藤浩君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

（未了）

○委員長 柳田稔君 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

員会に参考人として日本銀行理事三谷隆博君及び日本銀行企画室審議役山口廣秀君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井でございます。よろしくお願ひします。

まず最初に、本年度の税収の見込み額について  
大臣にお伺いしたいんですが、昨年度も税収は二兆七千億程度の欠損がございました。今年度も、二兆七千億なんでしょうか、「二兆八千億ぐらいの見込みなんでしょうか、このような状況になつてきているわけですが、その税収の欠損の原因をどうお考えなんでしょうか。

まず、十三年度の税収実績と補正後の数字とうのを御説明させていただきますと、御存じのとおり、昨年の十三年度税収の補正是昨年の十一月九日に国会に提出させていただきました。それでの課税実績、あるいは大法人の、大企業ヒアリングと言つてますが、決算見通しなどのヒアリングをいたしまして計上させていただいたわけでございますが、結果におきましては、法人税等の減少によつて大きく補正予算を下回つたということをございます。

これは主として、御存じのとおり、九月十一日に米国の同時テロがございまして急激な景気悪化が起きたわけなんですが、その時点におきましてはその影響がどういうふうになるかということが必ずしも見通せなかつた。さらには、企業の側の中間決算もまたそれを予測をできなかつたものですから、大企業側の予測調査におきましても定量的把握ができなかつたということがあつたということは御理解をいただきたいと思います。

それからまた、今申し上げた来年度の予算にかけましても、その意味ではその土台減を前提にして予算を組んだわけでございます。さらに、今言いました企業の側の例えば中間決算におきまして、企業が見込んだ中間決算納付額が実際には落ち込んで税金がなくなつちゃうというようなケースが出てまいりまして、この場合には十四年度の還付金という格好で税金をお返ししなきやならぬいというのが法人税でも更に四千億円ほどあると、いうようなことがございまして、トータルとして、十三年度の土台減と還付金の増というのが主たる要因として今年の十四年度予算もまた下振れをするということになつてくるのかと存じていてる次第でございます。

○櫻井充君 そうしますと、税収の減といふものの最大の原因は、これはテロの問題ですか。大臣もそうお考えですか。

○国務大臣(塙川正十郎君) 十三年度から十四年

うことは事実であろうと思ひます、その上に年  
年のテロがございまして、このショックが相当強  
烈に一時経済界を冷やしてきたと。その冷やした  
ショックがずっと引き続いて年末まで続いてき  
たということは、私たちは、非常に残念ですが、こ  
う認めざるを得ないと思つております。  
○櫻井充君 ショックが引き続いたのにはば  
ういう意味なんですか。そんなあいまいなこと  
じやなくて、ショックが引き続いているというの  
は一体どういうことですか。  
なぜそんなことを申すかといいますと、今年ま  
でのまま、今年の予算額の予定が当初は四十六兆九  
千億です。これがもし一兆七千億ぐらい欠損とし  
うことになれば四十四兆円ぐらいになるんです。  
税収が。昭和六十二年以降これは最低ですよ。四  
年が四十七兆九千億で今年は四十四兆円といふこ  
とになると、この決算で。税収がこれだけ落ちて  
きて、今、財政再建をやらねばならないは甚  
しうけれども、そういうことすらできないな  
ですよ。  
ですから、これだけ税収が落ちてきているのが  
単純にテロのショックによつて引き続いているから  
だしようという、そういう、もう大変申し訳な  
いけれども、危機感のない答弁でよろしいん  
ですか。  
○國務大臣(塙川正十郎君) しかし、テロの影響  
があることは事実でござりますから、やっぱりそ  
は事実として申し上げておるんです。  
経済全体が悪い、だからこそデフレで大変だと  
いう議論が出てきておるわけでございまして、そ  
れに対しましてあらゆる面で対応しなきやならぬ  
ということでございまして、原因は非常に複雑  
多様なものが組み合わさつて原因となつておりな  
して、これが決定的な原因だということではござ  
いませんけれども、先ほど言いました経済の空き地  
で非常に深刻に響いてきたということが経済に影  
響したということは申し上げておるんで、これだけ

けが原因であるとは私は申しておりませんが、こういうことが非常に大きい要因であつたということは事実だということであります。

○櫻井充君 医者の場合、原因がはつきりしないと治療できないんですよ。この国も病んでいるんだとしたら、原因がはつきりしていなきや治療できないじゃないですか。治療する側にいらっしゃるんでしよう。原因がはつきりしていないなんて、こんなことで大臣務まるんですか。

○國務大臣(塙川正十郎君) それじゃ、原因はどんなことを櫻井さんは考えておるのか、ちょっと教えてくれませんか。私たちは複合的なものでいろいろな統計を取つた上で説明をしておるんですけれども、こういうことが原因だろうとおっしゃることがあつたら、教えていただいたら、私たち十分それを参考にいたしたいと思います。

○櫻井充君 それは結構です。

そうすると、じゃ、こちらからお話しします。

それは、今なぜ金融システムが不安定な状態になつてゐるかということだらうと思うんですね。それはあくまで、金融システムというのは、金融機関の健全性だけではなくて、企業が設備投資なりなんなりをしていくのかどうか、個人消費がどうやつたら伸びていくのかということなんだからうと思います。その意味においては、将来に向けてのビジョンが、残念ながら方向性がきちんと示されていないために、設備投資する側もどういうところに設備投資していくのか分からぬ、そういう状況なんだと思うんです。

私は、失われた十年というの、よく公共事業だけにお金が使われて、それが予算の無駄遣いだと思うんですよ。その意味において、目の前の雇用で、例えば森林の組合に行つて何万人雇用だ、何人気ますかと聞かれて、お金が使われて、それが予算の無駄遣いだということを言われていますが、決してそうだとは思つていません。それは景気の下支えをしてきたでしよう。

しかし、大事な点は、その十年間の間に、新たな産業というものがどういう方向なのかということを示してこなったことが最大の原因なんだと思うんですよ。その意味において、目の前の雇用で、

か月雇用だとか、そういう自先の方向、自先のことだけをやり続けてきたことが大きな問題なんじゃないですか。田中角栄さんが土建国家をつくり上げましたよ。しかし、その土建国家をいつまでつても引きずり続けていて、公共事業費の方がはるかに高い割合で税金が投入されているとか、いろんな問題があるじゃないですか。それこそ本当はそういった将来はこの国はどういう方向に向かっていくのかということを明示しなければいけなかつた。いまだに明示されていないから企業側が安心して設備投資できないんじゃないですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 櫻井さんがおっしゃるのも、確かにそういう原因はあります。私もこのことは認めて、十分に承知したいと思っております。

ただ、政治のその問題だけが現在の日本の経済のこの状況を作ってきたということは、それは余りにも一面的な見方ではないかと。私は、もつと大きい責任あるのは金融機関であり、企業自体にあると思つております。そういうことをおつかぶせて政治の責任を逃れるんじゃありません、絶対ありませんけれども、しかし、いかに政治が頑張つてみましても、企業がそれに応じていない現に、金融機関がなぜ不良債権の整理が進まないんでしよう。その原因は、政治の問題でも、あるいは金融行政の問題もあるかもしれません、よう以上に、銀行内における派閥争いが深刻だからじゃないですか。

こういうことを抜きにして、こういうことを抜きにして、企業のガバナビリティーを国民の目でやっぱり正確に認識することが大事であつて、余りにもこういう金融機関、甘やかすばかりじゃ駄目だと私は思うんです。そこに原因があると。こういうことをしっかりと国会でも議論をしていただきたい、私はそう思います。

○櫻井充君 今、信用収縮が起つてきているわけですけれども、それはそうすると銀行内の派閥の争いですか。それからもう一つは、その不良債

権の処理が進んでいかないのもそれですか。じゃ、なぜ新規の不良債権がどんどんどんどんで上がつていくんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) だって、銀行が、金融機関が合理化をして不良債権整理が進んでいます。このことは事実じゃないですか。そうでしょう。

この原因はどこにあるかと。政治が悪いんですか。政治がどこが悪いんだか。我々、一生懸命金融対策をやつけています。しかしながら、銀行がそれに応じない。現に、見てごらんなさい、合併してからもう数年たつのに、駅前に同じ支店が三つも四つも並んで、同じ銀行が並んでいる。こういう実態を、これは国民が皆、金融機関の不勉強ということはもう承知していますよ。これを政治のせいばかりにされるということは、私は非常に残念だ。こういう空気が、私は、実際国民の中によどんでおるという事例のなれば、こ

れをまず改正することが大事だと思います。しかし、だからといって、政治が責任をもう負わなくていいと言つてはいけないでしようけれども、しかしその前に、じゃ、政治側の方もきちんとやつてきたのかどうかということを検証しなきゃいけないじゃないですか。銀行側や国民の皆さんにこうだああだと言う前に、その前に、本当に我々はきちんとしたことを、対応できることをやつてきたのかどうかという確認は私は必要だと思いますよ。どうぞ。

○國務大臣(塩川正十郎君) 直接タッチしてはございませんけれども、そういうことをおっしゃるならば、我々としてもやっぱり言いたいということがありますよ。

○國務大臣(塩川正十郎君) 本当に同じ銀行の金額も必要なら更に入れようと言つんだけれども、銀行は要らないと言つてます。それが何でかというと、派閥争いなんですよ、根底には現状を改革せいと言つてみたって、なかなか難しいことがあります。

○櫻井充君 大臣、派閥争いがそういうことをしているというのは、どこからその情報を得て今この場でお話しされているんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 現に私たちのところ、地元で駅前に同じ銀行の支店が三つも並んでおるんですよ。これ、何で整理できないんだと言つたら、いや、本部の方ではちゃんとけんけんがくがく、旧銀行にこだわっていますからなかなかできない、行員がそう言つていてるじゃないですか。

○櫻井充君 そうすると、一度銀行業界の方をこの委員会にお呼びして、派閥争いをしているのかどうかということをまずお伺いすることが先かなと思います。

○櫻井充君 それでは、現場の今お話を出ましたけれども、銀行行政の中では、これは竹中大臣にお伺いしたいんですが、リスクセグメントを行ふと、リスクセグメントを行つて企業を何とか助けようとする、そう思つて銀行側が努力をしても、これは条件緩和債権になつてしまふんですよ、今の時点では。条件緩和債権になつてしまふから引当金を更に積み増しなきゃいけないんで、銀行が企業を助けようと思ったとしても助けられない現実があるんですよ。いかがですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 基本的に債権をどのように銀行が見るかというのは、正にこれはもう実態判断の問題だというふうに申し上げざるを得ないと私は思いますよ。

○國務大臣(伊藤達也君) 私どもは、この検査マニアルに従つて現場がしっかりとその対応をしてまいりました。そして、不良債権に対する

引当金の充当も十分さしてきました。これは私担当

債務等の将来の予想損失額から適時適切に見積も

発表しておりますし、そして公的資金もつき込んでいます。何もほつたらかしにしたんじゃない。公的資金も必要なれば更に入れようと言つんだけれども、銀行は要らないと言つてます。それは何でかというと、派閥争いなんですよ、根底には現状を改革せいと言つてみたって、なかなか難しいことがあります。

○櫻井充君 大臣、派閥争いがそういうことをしているというのは、どこからその情報を得て今この場でお話しされているんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 現に私たちのところ、

地元で駅前に同じ銀行の支店が三つも並んでおるんですよ。これ、何で整理できないんだと言つたら、いや、本部の方ではちゃんとけんけんがくがく、旧銀行にこだわっていますからなかなかできない、行員がそう言つていてるじゃないですか。

○櫻井充君 そうすると、一度銀行業界の方をこの委員会にお呼びして、派閥争いをしているのかどうかということをまずお伺いすることが先かなと思います。

○櫻井充君 それでは、現場の今お話を出ましたけれども、銀行行政の中では、これは竹中大臣にお伺いしたいんですが、リスクセグメントを行ふと、リスクセグメントを行つて企業を何とか助けようとする、

○副大臣(伊藤達也君) 今、そういう指導だといふことなどございますけれども、検査マニアルにおいては、債務者区分を判断する上で重要な要素として、リスクなど条件変更を行つたことのみをもつて債務者区分の判断を行はず、条件変更に至つた要因等について十分検討することが必要である旨記述をいたしております。

○櫻井充君 それでは、現場ではきちんとそういうことが行われています。つまり、マニアルはそつなのかもしれません。しかし、現場は本当にそつなっていますか。自信おありますか。

○副大臣(伊藤達也君) 私どもは、この検査マニアルに従つて現場がしっかりとその対応をしてまいりました。そして、不良債権に対する

引当金の充当も十分さしてきました。これは私担当

債務等の将来の予想損失額から適時適切に見積も

るというのは、これは原則でありまして、実際マニアルにもそう書かれてあるわけで、金融機関が行う償却・引き当てというのは、商法、企業会計原則や公認会計士協会の実務指針に基づいてこれは行われているということであろうと思いま

す。いわゆるリスクが行われた場合でも、債務者の状況や当該貸出し債権に係る損失発生の可能性度合いが変わらなければ、それ自体が引当金の金額度を増加させるものではないというふうに思つております。

○櫻井充君 現場はそうとらえていませんよ。金融府の指導はそうではありませんよ。リスクセールを行つた場合には、条件緩和債権として、そして引当金を積み増ししなさいと。なぜそこいう話になるのかというと、要するに条件を緩和しなきゃいけないような企業であるということは、元々危ない企業なんだから、だからそれは引当金を積み増ししなきゃいけないですよと、そ

ういう話になるのかというと、要するに条件を緩和しなきゃいけないような企業であるということは、元々危ない企業なんだから、だからそれは引当金を積み増ししなきゃいけないですよと、そ

ういうふうに指導しているじゃないですか。だから、現場の金融機関が助けようと思つたとして、も、結局何の手だてもできない。そういう手足を縛られている現状があるじゃないですか。

○副大臣(伊藤達也君) 今、そういう指導だといふことなどございますけれども、検査マニアルにおいては、債務者区分を判断する上で重要な要素として、リスクなど条件変更を行つたことのみをもつて債務者区分の判断を行はず、条件変更に至つた要因等について十分検討することが必要である旨記述をいたしております。

○櫻井充君 それでは、現場ではきちんとそういうことが行われています。つまり、マニアルはそつなのかもしれません。しかし、現場は本当にそつなっていますか。自信おありますか。

○副大臣(伊藤達也君) 私どもは、この検査マニアルに従つて現場がしっかりとその対応をしてまいりました。そして、不良債権に対する

引当金の充当も十分さしてきました。これは私担当

債務等の将来の予想損失額から適時適切に見積も

の北海道での制度融資が元々あつて、金利は安かつたんですけども、それでもなかなか企業が大変だということで、北海道で更に低利の融資を行なうようなそういうシステムを作りました。しかしながらほんとんど利用されていないんですよ。それは何かとすると、借換えをしてくれという話をしたとしても、借換えをすることによって、条件緩和債権に当たつてしまつて引当金を更に積み増ししなければいけないから、ですからそのためには制度融資がなかなか使われていない。少なくとも現場では、それをやつてしまふと条件緩和債権になつてしまふ、そう考え、そう判断して、結果的には借換えができるないような状況になつてゐるんです。

は行つておりますし、これは非常に厳格に厳しく現場で正にその損失可能性の判断をしていくといふうに判断をしております。御指摘のようないふうに形式的に何か行つたからそれで即条件緩和債権とみなしてどうこうするということは現実にはないというふうに認識をしておりますので、その点、そういうふうに認識をしておりますので、それについていた指導等も行つておりますので、これをおこして御認識をいただきたいと思います。

○櫻井充君　その認識が間違っているんじゃない

いうことは、これはもう担当者としては肝に銘じております。

そのために、今般、ホットライン等々も含めて一つの制度を作りました。それを検査に生かすということをやりますし、それに基づいて必要な場合は行政的な措置も取るということを考えております。まずは、私たちとしては、今、中小企業向けのマニユアルの徹底を行うこと、それを借り手の側にも是非御理解いただくための広報活動を行うこと、加えてホットライン等々を活用したモニタリングを行つて、それに基づいて、それを検査結果にも反映していくこととすることで、二重三重のチェックで御指摘のようなことが現実問題として起らぬないように努力をした

しゃいますから、是非その旨だけきちんとおつしやつていただけますか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、リスケジュールだけで、リスケを行つただけで、リスケなどの条件変更を行つたことのみをもつて債務者区分の判断を行わず、条件変更に至つた要因等々について十分検討すべきであるという旨はマニュアルにも記述しております。

是非 可能であれば、可能というよりも、この場でおっしゃっていたらいいんですが、そういう制度融資です、これは。制度融資に、少なくとも制度融資に関しては、それは条件緩和債権にならないで引き当ての積み増しをしなくて結構ですよと一言言つていただければ、それで借換えが進んで企業が再生されるところも大分出てくると思うんですよ。その点についていかがですか。○国務大臣(竹中平蔵君) 是非御認識いただきたいですけれども、リスクジュールしたことが即そのまま条件緩和ということでは全くございません。それについて現場はどうなっているんだどう御指摘ありますけれども、これは、現場は個々の正に判断をしているわけですから、恐らく借り手から見れば、これはうちの、河口ハマス

和がお原いしらしのには、現場がちゃんとそろ  
やつて実行しているかどうかのチェックをしてく  
ださいと。これは大臣の務めですよ。そのチェック  
をしてくれと言つてゐるんです。やつてください  
い。

に何が悪いんだというお話をありました。私は、こういうところで一つ一つ詰めていくと問題があるわけですよ。ここで本当に、竹中大臣、リスクジユールの基本的な考え方から立ったときに、リスクジユールをやった場合には、まずそれだけで条件緩和債権に当たらないところで答弁していただきたいんですよ。それを答弁いただければ、もう一度改めて、いや、こここの部分だけ端的に言つてください、どうでなければ伝わりませんから。それががあれば、ほかの今金融機関の方が、特に北毎直の方々なんかはそうやつて困つていらっしゃるわけですよ。

金を積まなきやいけないようなどきには、信用保証が付いているところに関しては引当金を積まなくていいようになつてているんです。

ですが、これはもう本当に中小の金融機関の方に言われているんですけども、要注意先の債権が余りに多いから、事務手続が煩雑になるから、ですからその引当金は全部一くくりにして、信用保証があるうがなからうが全部に引き当てを積めと、積んでくれと言われているんですけども、そういう指導はしていないんですね、じゃ。

第五部 財政金融委員会會議録第六号 平成十四年十一月二十一日【参議院】

の優良保証等により債権の全額について保全措置が講じられている場合には、仮に貸倒れが生じたとしても損失の発生はないものと見込まれることから、引き当てる必要はございません。このように考えております。

○櫻井充君 それは考へられてるんですねけれども、現場では実際どうですか。現場でそれを、引当金積まさっていませんか。

○副大臣(伊藤達也君) 一般の引き当て、貸倒引

当金は正常先や要注意先の債権全体に対する将来の予想損失額を見積もつたものでありまして、信用保証協会の保証付き債権に対し将来の予想損失額を見積もつたものではないというふうに考えております。

○櫻井充君 そうすると、済みません、その部分全体を見てということになりますから、そこの全体の引き当ての率は信用保証の割合によってまた変わってくるということになるということですか。

○櫻井充君 そうすると、済みません、その部分全体を見てということになりますから、そこの全体の引き当ての率は信用保証の割合によってまた変わってくるということになるということですか。

つまり、全体のということは、全体を見ることになりますから、信用保証が、例えばですよ、例えば信用保証が極めて多い、七割から八割取っているような金融機関と、一割から二割程度しか取っていない金融機関とすれば、その要注意先に掛けてくる全体の引当金を変えているから、そこの部分で信用保証を取つてきているというところを勘案しているという判断をされているということですか。

○副大臣(伊藤達也君) 貸引当金は実績率でありますので、そこに保証が付いているわけでありますから、そこは保証のところが付いているということで判断がされるということであります。

○國務大臣(竹中平蔵君) 基本的には今、副大臣

百の借入金のうちの十の部分に例えれば保証が付いている、九十は付いていないと。そうすると、九十の部分に対して必要な貸倒れを計算します。うことにこれはなるわけですね。ところが、実際の貸倒れ率というのは債権全体百に対してどれだけ、何%という形でこういうふうに計算しますので、それを言わされた方が何だ、その保証貸付けの方にも何か付いているじゃないかというふうに、と思つておられるのだと思います。

これはしかし、繰り返して言いますけれども、保証が付いてるものについてはそういうことをやる必要はないわけありますから、そこはきちつとしていると思います。

先ほどから櫻井委員の幾つかの御質問の中に出てくる一つの姿というのは、やはりこれは借り手の方が今の銀行部門に対して、残念だけれどもやつぱりちゃんとやってくれているのかという一種の不信感が非常に強いということなのだと思います。これは、その背後にある私たち金融行政に対するものではありませんから、貸手側としては結局のところは自分たちのところで引当金を積み増ししなければいけないからできないんですというお話はいただいてるということです。

ですから、これはあくまで借り手側がそれを要望しているということではなくて、特に、だつて金融機関の引当金の問題なんかは借り手側からの要望が出てくるわけではありませんから、貸手側としては何とかしていきたいのをそういうことを検討いただけないかということを私は要望されてるので、この場で討論させていただいただけです。

しかし、整理とすれば、とにかく今のお話でも政府の信用保証が付いている部分は引き当てを積まなくていいということですから、これはその金融機関の方々にきちんととした形で御説明したいと、そう思います。

それからもう一つ、金融行政のことに関して前回の委員会で質問させていただいた中で、竹中大臣が、地域金融に関してなんですけれども、「今後お願いしようと思つております地域における再編、合併の促進に対するものも、取りあえず今、対応策」で、そのように御答弁されているんですけども、この間、要するに地域に対して融資していくような、中小企業に対しての金融の手当でいうのはしつかりやつていくという中でこのふうに思つてはいるところであります。

○櫻井充君 ちょっと誤解があるようなんですが、これは決して借り手側からの意見ではございません、貸手側からです。つまり、貸手側か

らしてみれば、少しでも自己資本を増やして、引き当てとか積まないで、そのためにはその部分で融資しやすくなるんじやないかということと、それは特に信金や信組の場合にはほとんどが政府の信用保証付きの融資ですから、ですからその部分の引当金を減らしてもらえたまちよつと変わつてくるんだと、そのお話をあること、それからいや、そうなんですよ、実際は。これは金融機関側から聞いている話ですから。

それからもう一つは、リスクマネジメントを行つて助けていたとしても、今のマニユアルどおりでは結局のところは自分たちのところで引当金を積み増ししなければいけないからできないんですけども、そういうお話はいただいてるということです。ですから、これはあくまで借り手側がそれを要望しているということではなくて、特に、だつて金融機関の引当金の問題なんかは借り手側からの要望が出てくるわけではありませんから、貸手側としては何とかしていきたいのをそういうことを検討いただけないかということを私は要望されてるので、この場で討論させていただいただけです。

しかし、整理とすれば、とにかく今のお話でも政府の信用保証が付いている部分は引き当てを積まなくていいということですから、これはその金融機関の方々にきちんととした形で御説明したいと、そう思います。

それからもう一つ、金融行政のことに関して前回の委員会で質問させていただいた中で、竹中大臣が、地域金融に関してなんですけれども、「今後お願いしようと思つております地域における再編、合併の促進に対するものも、取りあえず今、対応策」で、そのように御答弁されているんですけども、この間、要するに地域に対して融資していくような、中小企業に対しての金融の手当でいうのはしつかりやつしていくという中でこのふうに思つてはいるところであります。

○櫻井充君 ちょっと誤解があるようなんですが、これは決して借り手側からの意見ではございません、貸手側からです。つまり、貸手側か

と、例えば信金や信組の場合にはほとんどが一〇〇%中小企業向け、貸出しのうちほとんどが中小企業向け融資ですし、それから国債の保有高といふのは総資産に對してのシェアで言うと五・三%、株式が〇・四%です。ところが、地銀や第二地銀になりますと、この国債のシェアが八・二%、株式が二・三%に上がる。ましてや都長信金になりますとそれが八・五と五・八%というこ

とで、大きくなればなるほど国債の保有や株式の保有が増えてくるという実態がございます。ですから、もし地域に対してその地域のニーズにこたえるような形の融資を行つていくということになれば、むしろ形態とすれば小さい信金や信組の方が適していると私はそう思うんですけども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 銀行がどのようなボーナスオリオを持つて資産運用戦略に特化していくのかということと、それと、ある意味では非常に単純にその金融機関の規模、資産運用の規模の間にどのようないい関係があるかということに関してもは、私は異なつた幾つかの見方があるのであります。ただ、単純に非常に小さな信組と都銀を比べて、規模が大きくなつたら株式運用が増えるというような傾向は現実としてはあるわけでありますが、同じように地域に特化した金融機関の中でもそういう傾向が見られるかどうかにつきましては、これはやはり少し慎重に考えてみなければいけないのではないかと思います。

私たちが今考へ、これからお願ひしようと思つておりますのは、やはり経営基盤をある程度強化、経営基盤を強く持つてもらわないと安心して銀行は貸出しはできないのではないだろうか。

これまでの説明責任の中で、これは、金融の問題というものは今のちょっとした貸出金の割合の問題、平均的な貸倒れ率の話にしても技術的な問題で混乱する可能性があるものですから、我々としてはその辺の説明責任をしっかりと果たしていただきたいというふうに思つてはいるところであります。

しかし、これは日銀からいたいた資料でしょ

うか、金融機関の資産の内訳というものを見ます

これは考へるべき問題ではないのかなというふうに思つております。

○櫻井充君 何をもつとして経営基盤の強化ということになるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはいろんな問題があろうかと思います。そもそも異なる種類の経営資源が一緒になることによつて相互が補完的に戦略的な力を發揮できる、これが正に戦略的な合併の意味でありますから、単純に一緒にしなればいいといふものでは全くないと思ひます。それは、個々の金融機関がどのような経営戦略上の言わば戦略性を持つかだということだと思います。非常に単純に言へば、ある程度の短期的な規模の経済性といふのも、これは私は間違ひなくあると思ひます。

しかし、合併等々を考える場合は、非常に短期的な単純の規模の経済性だけを目指されば、これは不十分なわけでありまして、個々のケースにおいて、例えば貸出し、いろんな資産査の得手不得手、業種別の得手不得手もありますでしょ。地域の展開の疎密の問題もありますでしょ。そういうところがお互いに補完的にその力を發揮し合うということが正に戦略的な意味で経営基盤を強化していくことであると思ひます。

○櫻井充君 そうしますと、例えばサービス業に随分融資していたところがあつたり、建設業に融資していたところがあつたりとか、そういう分類ごとに違つてゐるとか、地域でもいいです、ある地域、Aという地域が強かつた、こちらがBという地域が強かつた、そういうところが一緒になつていけば、そうすると経営基盤が強化されるといふことです。

○国務大臣(竹中平蔵君) いえ、それは一概には言えないと思ひます。むしろサービスに強いところは本当にサービスに、それを強くする必要があるというのが一般的な考え方だと思ひます。

ただ、例えば今のサービスと建設のお話が出ましたが、サービスと建設の一体化、境界領域のよ

うな分野が今後非常にこの地域で発展するのではないかと。その場合は、この分野が一緒になることによつて物すごく大きな力を發揮できるであります。いまようし、例えば建設の業界が今後サービス

分野に出ていこうというふうに考へてゐる場合に同じようなことが当てはまるでしようし、そこは正に非常に個別の経営判断、戦略性の判断の問題でありますか。

単純にこれとこれが一緒になれば良いということはもちろんないと考へて、そいつた意味で、やはり自主的な再編に向けての判断、自主的な戦略判断を期待したいといふうに考へてゐるわけであります。

○櫻井充君 中間のところがあつてそこに對してこれから融資を増やしていくために、じや今まで二つあつたところが合併したら、そこが今、基盤の強化につながるとおっしゃつていますよね。そういう内容でいいんですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) 一つのパターンとして。

○櫻井充君 一つのパターンとして。でも僕は、大臣、逆だと思つうんですよ。それはなぜかといふと、支店長一人の決裁権というのは大体小さいところだと三千万程度なんですよ。そうすると、今のところ、そういう間のところであつたとすれば、もし仮にそういう本当に強い金融機関があつたとすれば、あつた場合には一つの金融機関から三千万、片側の金融機関から三千万の決裁が下りて六千万借りているというのがこれまで、大体。そうするとまた三千万の決裁権ですからね。合併を促進していくことが、それとも思えませんけれどもね。

○国務大臣(竹中平蔵君) そこは本当にケース・バイ・ケースなんだと思います。ですから、一般論として合併が良いというふうに思つてゐるわけではありません。合併が良いといふうに自主的

に判断しているところがあれば、それはそれとして、政府としてそいつた行為を容易にするための政策的枠組みがあつてよいのではないかというふうに考へてゐるわけであります。

○櫻井充君 先ほど塙川大臣が銀行内の派閥争いということをおつしやつていました。合併していくとまた派閥争いが繰り返されるんじやないですか。

○国務大臣(塙川正十郎君) それは、政治団体でもなければ利益の団体ですから、追求する団体ですから、株式会社とか経済界の者は利益が価値観の中心でござりますから、そのためには意思の統一というものは絶対的に必要でござります。そういう意味において、企業はどうガバナビリティーを要求するものはないとは私は思います。

ですから、いろんなことを言いますけれども、対等合併だとか、あるいは同位会意だとかいうのは絶対経営できません。どっちがどっちかを吸収するということになると、経済界の団体、会社は経営がうまくいきません。その原則を銀行は踏み外しておるんです。そこに現在の銀行の無理がありまして、我々が、ガバナビリティーが必要だと、銀行のガバナビリティーが必要だと言うのは、そこには原因があるということを、これも共々に、私はまだ研究する必要はありますけれども、私は、現代、銀行が病んでおる一番の病原はここにあると。変な対等合併だとかあるいは体裁のいい、お互い了解し合つた合併だと、そんなことを言つていますけれども、あくまでも強い者が弱い者を吸収していつて救済するということでなければ通らないと思つております。

○櫻井充君 改めて竹中大臣にお伺いしたいんで

すからね。合併を促進していくことが、それとも思えませんけれども、本当に派閥争いが起つてくるようなことになれば、ただ単純に混乱するだけじゃないですか。

それから、先ほど申しました決裁権についても、どんどんどんどん合併していく、一人の支店長が三千万までしか、僕はこれは地元の人たちに話を聞くとそうなんです。全員が三千万じゃないで

しょうけれども、しかし、そういうことになつたとき、二つ合わさつて六千万まで融資できるかと、いうと、そうはならないんですよ。

そういうふうな実態の中で、果たして合併を推進していくことがいいんですか。竹中大臣はこのところでちゃんと、この間の委員会の中で、今後お願いしようと思つておりますと、こう言つてあります。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっとと今手元にありますんけれども、お願ひしようと思つてゐるといふのは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやるということです。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっとと今手元にありますんけれども、お願ひしようと思つてゐるといふのは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、

まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやる

ます。これは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、

まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやる

ます。これは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、

まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやる

ます。これは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、

まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやる

ます。これは、この場で御審議をお願ひしようと思つてゐるという趣旨で申し上げたと記憶をしておりません。ちょっと議事録は確認いたしましたが、

まず、合併は本当に良いか悪いかというのは、これは実は極めて重要な問題であるといふうに私も思います。これはあるシンクタンクの研究者が書いてあるにもかかわらず、お願ひしようとも思つてゐると。これは行政判断でやる

なるんだと思いますが、この点は、ですから合併を促進する云々という問題ではなくて、そういう

ことを戦略的に自主的に合併するのが今いいということを判断している銀行がある場合は、その障壁になつてゐるものは取り除こうではないだらうかと、これが政策のスタンスだということであります。

そういう観点から、我々はこの再編についてそういう姿勢を持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

○櫻井充君 今、規模の利益というお話をございました、わずかではあるけれども。その規模の利

益というのは一体何ですか。

(この国務大臣(竹口三蔵君)恐らく、やうにくらべてなことがあると思いますが、単純に言うと、経理部門が半分だ、二分の一が、人事部の要員が半分では

部門が半分でいいとか人事部の要員が半分とはいかなくとも、一緒になつたときよりも大分削減できるだろう。間接部門の削減というものが当初

で見るたゞこと間接音門の消滅といふのが当初は一番大きいのではないかと思います。

○権井有君 そんすると それは金融機関のノリツトですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) それはよって経営基盤が強化される、経営基盤が強化されることによつて、より一層、経営基盤を強こなすに資する能力

で、そんした強い経営基盤に基づいて貸出し能力等々が高まつていく、結果的にそれが地域及び借主にこゝ支し、ここにござ用意し、つと

り手に及んでいくといふことが期待されるわけです。

○櫻井充君 サービスの内容は変わらないんで  
しょうか。

そういう合併して、恐らくリストラしなきゃいけなくなるでしょう。そのときに、今まで信金や

信組の方々が地域を歩いていたと、これからはそうじやなくなるでしょ。経営者の人たちにこつ

ちに来いという話になると思しますよ、これは、  
それはそういうものでしよう、リストラされると

基盤、その規模のメリットというのはそういうこ

○國務大臣（竹中平蔵君） となんでしょうか。  
いや、そこが正に戦略

性の問題なんだと思います。

例えば、さつき間接部門で若干のコスト削減はできるのだと思うというふうに申し上げました。それをもって地域に対するよりきめ細かなサービスを充実させようという一つの戦略を持って金融機関が運営するならば、それはそれで一つの選択なわけです。いや、うちの金融機関はそういうことではなくて、少しきめ細かなサービスはできなかもしれませんけれども、一種の例えば投資家に對してより大きな情報提供するように特化しようと。だから調査部を強化しようというように選択されるんだつたら、それはそれで一つなわけです。

それは個々の経営判断であつて、繰り返し申し上げていますけれども、これは、したがつて合併は良い悪いの問題ではなくて、良い合併をするかどうかということにもう尽きるのだと思います。そこは、ですから、正に自主的な経営判断でしっかりとやつてもらいたいというふうに思うわけであります。

○櫻井充君 最大の認識の差は、今のその合併の理念、合併する者同士の理念だと、これはもう全く否定するものではありません。これは正しくそのとおりです。

ただ、問題は、本当に現場から合併したいんですけど、そういう声が上がってきてる上で、じゃ、そのことを実現するための法律を作りましょうということであれば分かるんですよ。そうじやなくて、むしろ経営基盤を強化していくなければいけないから、だから合併する方がふさわしいんだということを行政として押し付けていないかどうかということなんですよ。

そうすると、その行政で向かっていく方向性が、もしですよ、今言った後の方であつたとすれば、そこに大きな問題、金融行政の行つてくる間違いがあるんぢやないですかというお話をさしつけただいているんです。

○國務大臣(竹中平蔵君) まだ法案の御審議は始まつておりますのでしけども、重要な問題あ

ると思ひますので繰り返し申し上げたいと思いま  
すけれども、我々が考へるのは、その合併を、数  
の目標を決めてこれだけに合併しろというような  
ことでは全くございません。金融機関等が自主的  
な経営判断によつて合併等の組織再編を選択する  
場合には、手続の簡素化、資本増強等のそういう  
特例を設けるような、そういう政策的枠組みを  
考へはいかがかと、そのようなスタンスでやつ  
てゐるわけです。

○櫻井充君 こんなことしつこく聞いているのは  
なぜかといふと、中小企業向けの貸出しが大きく  
減つてゐるからなんですよ。その減らしてきてい  
る原因というのは金融行政の在り方にどこか問題  
がないんですかということをこちら側は問い合わせ  
てゐるんです。なぜ毎年毎年十兆円ぐらいの規模  
で中小企業に対しての貸出しが、じゃ、減つてい  
くんですか。なぜ、その増やす方向の努力といふ  
のをどういう形で、じゃ、今そのまま、今のその  
減つてゐることが当たり前といふか、この融資額  
があざわしいと思つてゐるのか。それとも、本来  
であればもう少し中小企業向け貸出しが増えてい  
てもいいとお考えなのか、じゃ、まずその点から  
教えていただけますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 結果として、銀行の貸  
出残高がトータルとして減つてゐる、特に中小企  
業向けが減つてゐると。その減り方がかなり大き  
いということに関しては、やはり政策の立場から  
見ても非常に大きく注目をしなければいけないと  
いうふうにかねてより思つております。

その要因は何なのかなと、どういうふうに見越す  
のかということになりますが、これは非常に難し  
い幾つかの要因があると思います。

まず、日本の銀行貸出しの残高そのものがバブ  
ルのときに異常に膨らんだという事実があるとい  
うことあります。以前はGDPに対するその七  
〇%だから水準だったのが一〇〇%を超えた。そ  
れが一〇〇%から今九〇%とかになつて収縮をし  
ていつてゐる。このプロセスをどのように見るか  
というのは、これはなかなか悩ましい問題であろ

うかと思います。バブルのときに膨れ上がり過ぎているんだと。それはまあ、マクロの統計ではそういう言つてしまえばそれまでなんですが、これは実際に借りていてる方がいらっしゃるわけですから、それがある程度収縮していくというのをトレンドとしては仕方ないのかもしれないんだけれども、そこで、やはり実際に借りていてる人の立場から見ると問題がもちろん起り得るということなんだと思います。

したがって、トレンドとしての修正があるとしても、それはできるだけマイルドに、実態的な問題ができるだけ少なくなるようやはり手配をしていかなければいけないということなんだと思います。

もう一つ、バブルのときに信用残高が膨れ上がったのは、特に中小企業で膨れ上がつております。その反動が今、中小企業の部門に来ているといふのは、トレンドとしては少なくともあるということでも事実なんだと思います。

しかしながら、一方で、じゃ、これはトレンドだけかというと多分そうではない。その理由は、昨年の経済財政白書でかなり詳しく分析をさせていただきましたが、この間、銀行は、過去九〇年代を通して、利益率が低下していつて一部の業種に対してどんどん貸付けを増やしていくたといふ事実があります。利益率が低下して悪くなっているところに貸付けを増やしたんです。その部分、やはり本来きちっと利益を上げられているところにお金が回らなくなつたのではないかという可能性は、これはやはりきちっと認識していかなければいけないんだと思います。

これはなぜそんなことになつたかと。先ほども塙川大臣がやっぱり銀行もつとしつかりしてもらわなきゃ困るというふうにおっしゃいましたけれども、もう今私が申し上げた点にこのことが私は如実に現れているのだと思います。本来、銀行というのには、やはりちゃんととした利益が上がるところに貸し付けて、自分のところもちゃんと利益を上げていくというのが一つの運動メカニズムのは

すなんですが、そうはやはりなつてこなかつたと  
いうことが事後的に検証されてゐる。だからこ  
そ、資産査定をきちつとやる。つまり、収益率が  
悪くなつて、悪いところには貸さないようにして  
いただく、結果的にきちつと必要なところにお金  
が回るような、コーポレートガバナンスを発揮で  
きるような仕組みを作つていく、そうした思いか  
ら金融再生プログラムというのが作られているわ  
けでございます。

中小企業の金融に関しては、しかしそこには現実にお金を借りて活動している生身の人間、事業が

いるわけでありますから、そこに対してはやはり様々な手当てをこれは打つていかなければいけないと思います。先ほど申し上げたモニタリングというの、そのうちのささやかではありますが重要な一步でありますし、さらに、金融再生プログラムの中で述べましたように、新たな貸手が積極的に入ってくるよう仕組みを作りたい、同時に、特にこれから二年半ぐらいの間のセーフティーネットについては、これは総合対応策で万全を期したいと、そのように考えて幾つかの政策を重層的に打っているつもりでございます。

○櫻井充君 これは金融機関側から見た理由だろうと思うんですね。二つ今挙げられましたよね、貸出しが多過ぎたということと利益率が低いことろに貸付けを増やした。

今、貸出しができないというのは、新たな不良債権を増やしたくないからだと。そういうことは原因として考えられるんでしょうか。それからもう一点は、現時点で自己資本が足りないために、これ以上貸付けをすると自己資本不足に陥ってしまう可能性があるので貸し出してくれないんで

○國務大臣(竹中平蔵君) ちょっと二つとも大変  
難しい御指摘だと思いますけれども、一つはやはり、これは貸手にも借り手にも両方原因がある  
と、要因があるということはまず申し上げなければ  
いけないと思います。

ら貸せないのかという御質問だったと思いますが、もう少し一般的に言えば、既に不良債権がありますので、だからなかなか新たなリスクが取れないと。これ、貸付けするというのはやつぱりリスクを取ることに金融機関としてはなりますから、不良債権があるがゆえに新たなリスクを取りたくない。業務の立場でいうと、とにかく後ろ向きの仕事にばかり銀行の業務が追われていると、そういうことになっているのが一つだと思います。

しかし、一部には、やはり借り手の方で、デフ

レが続く中で資金のニーズがなかなか從来ほどには上がつてこないという要因もあるのだと思いま  
す。しかし、これは以前申し上げましたけれども、じや、ニーズが少ないことが本当に原因かと  
いうと、一方で貸し渋り、貸しはがし、もつと貸  
してほしいのにと言っている人がいるわけですか  
ら、これはやはり全体として考えると矛盾する側  
面も当面あるわけであります。

もう一つ、二つ目の自己資本云々のお尋ねでありますけれども、銀行は、当然のことながら、B

IS 基準の主要行は自己資本比率を一定に保つと  
いうことを一つのメルクマールとして行動をして  
いる。なぜなら、三ヶ月後、現年高は一ヶ月後

いるわけでありますけれども、現時点で自己資本が著しく過少であるかということについては、これは必ずしもこういふことはないのだと私はい

れば必ずしもそれが正しいのではないのだと思いま  
す。しかし、自己資本はしっかりと充実していく  
てもらわなければ困るわけで、それにつけても、

やはり金融再生プログラムの中でしっかりと資産査定を行つて、収益力を高める中でそういうこと

は着実に実現してもらわなければいけないと思つております。

○櫻井充君 今の金融機関に対しての健全度の指標である自己資本が実態を表しているものなら、

それはそれでいいことなんだろうと思うんですけど、そして、それが足かせになってしまってい

融資されないような実態があるとすれば、そこを  
変えていかない限り融資は増えていかないんだと

思うんですよ。その原因をきちんと分析が果た  
四年十一月二十一日

私はどう見ても金融の健全性だけを追い求め過ぎているがゆえに、前回も言いましたけれども、昨年の下半期だけで四十五も金融機関が破綻すれば、結局自分たちの金融機関を守るために、自己資本維持に走ってくるというのはこれは仕方がないことなんだとと思うんですよ。金融機関側だって会社ですから、自分たちのその職員を守つていては、ですから、本当にそういつたところで問題がないのかどうかというのを是非検討していただきたい、そう思っています。

その意味で、今度は逆に中小企業を預かっている経済産業省の方にお伺いしたいんですけども、現在のその融資状況について、どういうことが原因で融資が十分に行つてない、若しくはそれが、今がバブル期の反動で今が普通なんだ、そういうお考えなのか、その辺について教えていただけますか。

○政府参考人(齊藤浩史君) 中小企業庁の立場から、現在の貸出しの状況について御説明申し上げます。

二面性あると思います。一つは、御指摘のとおり、中小企業の経営状況あるいは経済状況の全般、低迷しておりますので、設備資金を中心にしておますと、この資金需要は明らかに低迷いたしております。これは、私どもが直接所管しております。中小企業向け政府系金融機関の融資の中身を見ましても、設備資金は正直に申し上げまして大変低調でございます。

それから、一方で、バブルの清算の観点から申し上げますと、もう大分たっているわけでございますが、そういう意味ではバブルということではございませんが、例えば、最近、手元資金が少しでも残っている、あるいは余裕のある中小企業におきましては、むしろ金融機関に対する今後のあり、積極的に返済をしているという事実もござい

ただ、一方で、金融機関に運転資金等を申し込んだりでも、少しでもリスクが企業側にあるという場合にはなかなか金融機関が貸出しに応じてくれないと、いう意味で、やはり金融機関が今抱えております不良債権処理問題等、それに 対する対応に厳しく迫られているために、中小企業、少しでもリスクのありますような貸出しに対しましては貸出しが抑制される、あるいは債権の回収が強化されるなどの実態になつて いるというふうに理解をしておりま

○櫻井充君 このように、まず一つは信頼性がないうからといふので多分、いずれ貸し渋りなり貸しはがしでしよう、そういうことが行われる可能性があるから、とにかく無借金経営を目指して返済しようとしているとか、それから、運転資金をといつてもなかなか金融機関がリスクを取つて貸し出せないとか、だけれども、そのリスクを取つて貸し出せてこないというのは、僕はやは

り、去年四十五行も下半期でつぶされれば、周りで見ていればそういうところに走るのはこれは当然だと思いますよ。

ですから、そこら辺の金融行政の在り方とか、

そこら辺に問題は本当にないのかどうかというのを是非検討していただきたいんですよ。何回も言いますが、金融機関の健全度と金融システムの安定化は違います。今の金融庁の求めているのは金融機関の健全性であって、健全になれば貸出しが増えていく、という道理ですけれども、果たしてそこが本当にそうなのかどうか。その前に企業をどんどんどんどん切り捨っていくことになってしまふかもしれません。このまま融資額が減っていく

ということになれば、本当につぶれるべきところがつぶれていくということであればそれはいいのかもしれません、つぶれなくていい企業がどんどんつぶれていっていい実態もあるというところに問題があるのではないかという気がいたしております。

えてお伺いしたいんですが、資産査定を厳格にして、利益率というか、本来であれば破綻すべき企業がというお話をございましたけれども、そうだとすると、何も今のようにゼロ金利にして、本來、ちょっと金利が高くなってしまえば淘汰されるべきと言つた方がいいのか、市場原理に基づいてといった言葉の方が正しいんでしょうか、そういうつて破綻したかもしれない企業というのもあつたんじゃないだろうかという気がするんであります。

そうすると、今のゼロ金利の在り方というのにはこのままでずっと継続していくべきなのかどうか。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんです。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんです。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんです。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんです。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんです。一つは副作用がもう出始めていると思うんです。それは一番大きいのは生保です。その生保の逆さやの問題があつて、なおかつもう準備金を使い始めている生命保険会社もあるわけですから、そのことを考えてきたときには、構造改革ということを進めていく上においてこのゼロ金利のままでいいのかどうかということが私は一つ疑問なんですが、この点についてまず竹中大臣の御所見をお伺いさせていただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 言うまでもないことで

ありますけれども、ゼロ金利の政策、これは金融

政策でありますから、これは日本銀行がマクロ的

な観点から行つてある政策であります。したがつて、マクロ的に金利を低くして経済運営をせざるを得ない状況がそこにあるという判断を、これは中央銀行の方でおられるというのが現実としてそこにございます。しかしながら、金利が低くなることによつてミクロ的な影響が様々な形で及ぶということは、これは事実であります。

一つには、委員御指摘になりましたように、金利というのがあるから言わば資金の配分機能がそ

こにあると。そのリソースをこの金利負担ができるところにはちゃんとお金が行くけれども、金利負担できないところにはお金が行かないとい

うような仕組みでちゃんと資金配分が行われる。し

かし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょうど極端に言えば、どんな企業でも生き延びられるような逆のデメリットが出てきているのであります。しかし、その代わりどうなつたかといふのは何で行うかと。いろいろありますけれども、基本的にはストックで行う。資産を運用してそのストックで商売を行つてあるところには、フローの売買で手数料を取るようなところに比べて非常に経営が厳しくなるという事実があるわけでございます。その典型が、ある意味で生保

であり、フローで売買でというのは、証券会社な

んか比較的まだ売買でやつてある部分があるのだ

というふうに思いますけれども、そうした点につ

いては、そのゼロ金利のもたらす様々なインパク

トが今出ているということは、非常に注意深く

我々としては見守つていかなければいけないと思

います。

ただ、繰り返しますけれども、これは金融庁がゼロ金利をやるかやめるかという問題ではなく、独立した中央銀行がマクロ的な観点から行つてゐる政策でありますので、理想的に言えば、経済が活性化されて物価も上昇して、ゼロ金利にしなくてもよいようなマクロ環境に一刻も早くしたいと

いうことに尽きるのだと思ひます。

○櫻井充君 日銀にお伺いする前に、塩川大臣に

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを通じて。私は医者で治療してたときに一番困つたのは、自覚症状のない患者さんに、手術をしてくださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願いするということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受けてくださいとお願い

するということが極めて難しいことでした。

今日本の状況というのは、その自覚症状を出

さないよう極めてうまく治療してきたと思って

ます。それは、増税しないで国債をどんどんどこかし、これがゼロになつてしまふと、その選別が

行われないので、今御指摘になつたように、

ちょっとお伺いしたいんですが、塩川大臣、先ほ

ど国民ももっと努力すべきだということをおつ

しゃつたんだと思うんですね、金融機関のことを

通じて。私は医者で治療してたときに一番困つ

たのは、自覚症状のない患者さんに、手術をして

くださいとか、受けてくださいとか、もつともう少しきちんとした検査を受







りますが、外交問題評議会の存在は存じ上げておりますが、そんなに詳しく知っているわけではありません。そこに呼ばれてスピーチをしたこと等々数回ございますが、ニューヨークに本拠のある、外交問題と書いて名を売っておりますが、国際関係論、経済を含んで非常に幅広い活動を行っているところであるというふうに思っています。

それと連邦政府との関係がどうかというのは、これもちょっとよく存じ上げておりませんが、絶じて一般的な認識だけ申し上げますと、この外交問題評議会とかランド研究所とか、政府が特に専門的な政策立案をするときに、これはかなりいろんなことを発注していろんな政策的なアドバイスを求めているということもあるのではないかとうふうに思います。その意味では、非常に財政基盤がしっかりとした有力なシンクタンクの一つであるというふうに思います。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

大体位置付けが分かつたんですけれども、このCFRのレポートを読んで驚いた文章があつたのでどういうことなのかというふうに思うんですが、二〇〇〇年の十二月に、これはブッシュ政権が発足した後ですので新政権のための対日経済指針というのが出てるんですね。

ちなみに、大臣、これはお読みになつたことはござりますか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 余り詳しく読んだ記憶はございません。そのたぐいのレポートというのは随分とたくさん出されていると思います。特に、大統領選挙がある前後には、これは自分たちを売り込んで、自分たちの売り込みも含めて非常に認識しておりますので、その一つのかもしけません。

○大門実紀史君 これは、どうも委託されて、先ほど言われましたけれども、日本問題という専門的なことを委託されて出した指針のようですね。中身は、前回も少し申し上げましたけれども、よくここまで言うのかなというのがあるんですね。

れども、少し紹介しますと、もちろんこれは対日経済政策全体に提言をしております。規制緩和から貿易問題、金部入っていますが、特に日本の不良債権問題に多くの誌面を割いておりまして、幾つかちょっとと訳文で紹介しますと、今多くの日本企業や金融機関が倒産の瀬戸際に迫っていると。この中で、外国の資本や専門的な知識を求められるようになつてます。外国企業にとってまたとないチャンスが到来していると。不良債権を外国企業が買い取ることで銀行危機が回避できるなら有り難いと官僚の一部からも支持されていると。外資が誘致され、海外からの直接投資が増えている。中でもリップルウッドによる長銀の買収、新生銀行ですね、今必要に迫られての選択だったというふうなことをいろいろ書いていまして、日本政府に海外からの直接投資の受入れの環境の改善、金融市场の改革を求めるように提言していると。

つまり、経済政策というよりも、対日経済政策というよりも何かビジネス戦略提言みたいなものになつてます。それとも、さらに、ちょっととこれはどうかなと思うのが、アメリカなどの外国企業による直接投資が日本全体、日本経済全体を促す触媒の役目となる。これはいいんですけども、アメリカの要求が日本の利益となるような場合には、ワシントンは日本側に改革を急がせるだけの影響力を持つているんだと。日本のマクロ政策について相当な要求を公然と突き付けても、日本安全保障関係を守るために、日本が拒否すると考へにくいくと。

つまり、ブッシュ政権に日本に圧力を掛けるようというふうな提言もしているんですねけれども、私は、外国にこんなことを言われる筋合いはないなどというふうに、こう思つたりするんですが、竹中大臣はこういう、異様な感じがするんですね。日本のシンクタンクの提言とかと比べて何が非常に異様な感じがすると思いますが、この辺はどういうふうにお考えですか。

もう一つお聞きしたいのは、これも私ずっと調べているんですが、もう一つやつぱり位置付けが分からんんですねが、IIEですね、国際経済研究所。これは竹中大臣も八九年ころですかね、フェローでおられましたのでよく御存じだと思うんです。ですから、例えば研究資金、調査資金を取るためにボンサー探しを一生懸命やって、ですかね、これ一般論ですけれども、アメリカ等々の研究者というのは非常に企業家精神が旺盛であります。シンクタンクはシンクタンクとして、これはビジネスで非常に厳しい競争の中で行つております。

ですから、例えは研究資金、調査資金を取るためにボンサー探しを一生懸命やって、ですかね、これ一般論ですけれども、アメリカ等々の研究者といふうに思つてあります。

○國務大臣(竹中平蔵君) 所長は有名なフレッド・バーグステンという人で、バーグステン自身は、どの政権だったですか、一九七〇年代にカーター政権だったんだと思ひますけれども、それが、キッシンジャーの補佐官等々をして、その後、国務次官補か何かをやつた人であると思います。彼は為替相場等々の予測等々で非常に名がありて、彼の発言でいろいろ相場が動いたといふ時期もあつたと、いうことだと思います。

しかしこれも、先ほど申し上げましたように非常にたくさんあるシンクタンクの一つで、非常に厳しく競争をしてます。その中で、先ほどちょっと外交問題評議会の提言というふうにおつしやいましたが、これは、組織のいろんな研究員が、さつきの話だと四千人いるという研究員の、それぞれの発言、行動に対する研究所組織としてのバイインディングは物すごく弱いですから、これはまあ極端な話、外交問題評議会という場、IIEといふう場を使って自由勝手にやつてください、その代わりお金も自分で引つ張つてきてくださいと、それがアメリカのシンクタンクの普通のやり方なんだと思います。

このIIEは、その中では非常に名前は有名なシンクタンクだと思いますし、ガット、WTOに関する提言とかそういうこともいろいろやつてきただと思います。しかし、政府との直接的なつながりというのは、これは先ほど言いましたように非

常に競争して、いわゆる研究所の一つである、ワシントン・オブ・ゼムであるというふうに思います。

○大門実紀史君 もちろんIIEだけじゃないと思うんですが、そつはいつてもIIEの存在から

いくと、IIEと競争できるようなシンクタンクというのはそんなに多くないと思うんですが、例えばブルッキングスとかその辺の、そんなにたくさんの中じゃないですね。相当重要なシンクタンクの一つではありますよね、IIEというのはね。

このIIEで、アダム・ポーゼンさんという方がどうも日本担当なんですかね、書かれているのがやはりかなり露骨なことなんですけれども、これは二〇〇一年の三月のアダム・ポーゼンのリポートによりますと、これは、決定的行動が金融パニックかと、日本についてですね。この中で、もう結論は省きますけれども、不良債権問題でいきますと、資産査定の厳格化と引当金の積み増し、債務超過に陥った銀行は破綻させて、過少資本に陥った銀行は売却又は合併させるか、公的資本を導入し資本強化を行うと。銀行の大幅な整理縮小、再編成が必要だと。

これも同じように、日本政府に圧力を掛けろというのをおっしゃっています。さらに重要なのは、今年の五月の方のレポートなんですが、これは不気味に迫る日本経済の危機というふうなタイトルになっていますが、ここで、これは二〇〇一年の三月に出したりレポートで提案したように断固とした措置を日本は取らなかつたと、ものはや銀行閉鎖、自己資本注入などの総合政策の展開しかないと、日本にはないんだと。さらに、金融危機の処理は、通常、銀行の一時的な国有化を結果とすること。銀行ビジネスの大規模な外国資本の参加を伴う、これは何ですかね、ウイズ・ラージ・スケール・フォーリン・パートナーシップーションですかね、そういう意味だと思いますが、米国モデルへの收れんを経ることで日本は金融システムの安定化を達成できると。公的資金の投入、国有化、外国資本の参加ということを非常に露骨に五月のボーゼンさんのレポートでは出ていますし、最優先課題がとにかくリアル・バンク・クリーンアップ、銀行の整理淘汰の実行であり、米国議会を満足させる唯一の改革であると。小泉

自身の最優先課題が防衛問題であることに注目し、この点での日本の貢献度の低さを圧力材料にして、経済問題での米国の要求実行を迫るべきだとうふうに述べています。

これも、あれこれの一つといふには、非常にその後の、例えばハーバードさんがいろいろ銀行そのものの改革というふうにおっしゃるようになりますけれども、そういうことに影響を与えると私は思うんですが、その辺はどう思われます。

○國務大臣(竹中平蔵君) アダム・ポーゼンが影響力を与えているということは私は全くないと思います。彼は何度も大激論をしたことがござります。彼は、先ほど言っているいろんな形で、私の観察によりますれば、常に非常に極端な議論をして自分を売り込もうとしているアメリカ型エコノミストの典型であります。今日このような場でとにかく非常に極端な財政拡大をやれと。GDP比10%を超えるような、失札、十兆円、今までとにかく非常に財政赤字をやれと。GDP比10%を超えるような、失札、十兆円、今までとにかく非常に極端な財政拡大をやれと。GDP比10%を超えるような、失札、十兆円、今までとにかく非常に財政赤字をやれと。そのようなことを主張して、でないと日本経済は沈没するぞといふふうに言つた。その後、財政再建の流れが出てきたときは、財政再建は必要だというふうに、金融の問題がクローズアップされてきたら、金融をこのまま行くと日本は沈没するぞと。よくある一つのタイプの議論なのだと私は思つております。

これはもちろん、彼はその時代でエビデンスを提供はしておりますけれども、これはまあ、シンジケートへの收れんを経ることで日本は金融システムの安定化を達成できると。公的資金の投入、国有化、外国資本の参加などを非常に露骨に五月のボーゼンさんのレポートでは出ていますし、最優先課題がとにかくリアル・バンク・クリーンアップ、銀行の整理淘汰の実行であり、米国議会を満足させる唯一の改革であると。小泉

いのはよく分かりましたけれども。そうなんですね、おっしゃるとおりなんです。私も読んでいて、非常に極端なことを言うんですね。むちやくちやなことを言うんですよ。本当に日本はもう、しかも経済の方向を間違ったりということを

言いますよ。円安になつて日本から資金が流出して大変になるから不良債権をやれと、前提が非常に極端な方だなどいうのはよく分かっているんですけれども。分かりました。

もう一つ、これ私ちょっと調べたんですけど、大臣なら御存じかと思ってお聞きするんですけども、米国に日本の金融問題に関する諒問グループでとにかく非常に極端な議論をしています。彼は、先ほど言っているいろんな形で、私とカリチャード・ギルトンが入っている日本の金融問題に関する諒問グループ、これ国会図書館を通じて調べてもらつたんですが、これでは探し当たらないんですけども、つまり、要するにデビッド・クックさん、リチャード・ギルトンさん、クックさんというのは元RTCの業務最高責任者ですかね、が入つておられるような諒問グループというのは何か御存じですか。

○國務大臣(竹中平蔵君) ちょっとと存じ上げません。

恐らく、先ほど申し上げましたように、とにかく毎年毎年、数万人の人がアメリカでは経済学のPhDを取るわけですね。その人たちが自分たちのポジションをどこに求めるか。非常に実力があればアカデミックポジション、大学でいい大学に行けるわけですが、いろんなエコノミスト、企業に雇われたりする。その中で、やはり本当に企業家精神旺盛なんですね。愛企業家精神是非日本の銀行も見習つていただきたいというふうに思つたのですが、その売り込んだややぱりすごいものがあつて、そういう中でいろんな、常にいろんな特にワシントンやニューヨークではグループができると思っています。それで、そのところ

があると思います。  
・最近、アメリカに余り行つておりませんので、ちょっと今どういう状況になつてあるのか、このグループのことは存じ上げません。

○大門実紀史君 ありがとうございます。  
これは週刊誌ネタで恐縮なんですが、そ

のギルトンさん、リチャード・ギルトンの方が、日本債権圧縮ファンド、JDFの設立、再建エクイティー・スワップですけれども、これを求める書簡を十月十八日に竹中大臣に送つたというふうに、これは「東洋経済」ですかね、報じていますけれども、そんなの受け取られたことがあります。

○國務大臣(竹中平蔵君) 今年の十月ですね。  
○大門実紀史君 はい、そうです。あ、ごめんなさい、去年の十月です。去年の十月です。

○國務大臣(竹中平蔵君) 去年の十月ですか。去年の十月ごろに、ちょっとと十月だからどうか分かりませんが、何人かの連名でいろんな金融についてのレターをいただいたことはあったかもしれません。その中にギルトン氏がいたかどうかは記憶をしておりません。

○大門実紀史君 そうすると、先ほど、よく分からぬ諒問グループみたいな、自分を売り込みといふふうに言つた。その中で、やはり本当に企業家精神旺盛なんですね。愛企業家精神是非日本の銀行も見習つていただきたいというふうに思つたのですが、その売り込んだややぱりすごいものがあつて、そういう中でいろんな、常にいろんな特にワシントンやニューヨークではグループができると思っています。それで、そのところ

なにたくさん来るわけではありませんけれども、時々自分はこう考えているんだというようなレ

○大門実紀史君　はい、ありがとうございます。  
私は、こういういろんなシンクタンクがいろいろなことを言つてきたというのはあると思うんですけども、もちろん極端なことを言つたり売り込もうとしているとかいろいろあるんですねけれども、採用するかどうかですよね、問題は、アメリカの政府が。やっぱり私、このアダム・ポーゼン、いろいろ極端でけれども、やれということ、やるべきだということとか、あるいは外交問題評議会の対日経済指針を、全部そのままとは言いませんけれども、かなり米国政府は採用してきたんじゃないかなと、こう時系列に追っていくんですね。もちろんほかに意見を言つたこともあるかと思いますが、今紹介したような流れは、どうも採用してきただといふう思います。

るというふうな話をどういうふうに思います。これは実は竹中大臣が嫌いなボーゼンさんが言つていることでもあるんですねけれども、このハバードさんはやっぱりいろいろこういう流れを踏まえていくようと思ひますが、ハバードさん。

○平野達男君　国会改革連絡会の平野でござります。二十分という短い時間ですが、お付き合いをお願いします。

私は、こういういろんなシンクタンクがいろんなことを言ってきたたのにはあると思うんですね。が、もちろん極端なことを言つたり売り込もうとしているとかいろいろあるんですねけれども、採用するかどうかですよね、問題は、アメリカの政府が。やっぱり私、このアダム・ボーゼン、いろいいろなことを言つたり売り込もうとしているとかいろいろあるんですねけれども、採用するかどうかですよね、問題は、アメリカの政府 A、大統領経済諮問委員会の委員長でありますから、向こうで閣僚に準ずるポジションにいらっしゃる方であります。ハーバードさんの場合はちょっと少し事情が特殊なのかなというふうにも思います。それは、就任前まではコロンビア大学 ○國務大臣(竹中平蔵君) ハーバード氏は今、CE

質疑のある方は順次御発言願います。

○平野達男君 国会改革連絡会の平野でございます。二十分という短い時間ですが、お付き合いをお願いします。

まず、日銀にお尋ねをしたいと思います。

十一月の二十九日からいわゆる株式の買入れを開始するということになつております。これは、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の今度は改正だということで、今日は実は午前中にこの法律が通つたわけですが、日銀の株式の買取りと同じ似たようなスキームで株式の買取り機構があるということは御承知のことよりご存じなはず。

タンスは、そもそも金融機関というのはリスク管理、それをしつかりやるべきところであつて、一つ株式だけではなくて、信用リスク、市場リスクその他のいろいろなリスクを統合的に管理するというのが本筋ではあります。当時の状況ないしは株価の状況若しくは金融機関の株式の保有状況から見て、統合的リスク管理を超えた形での株式の一連の保有制限というものは、當時してやむを得ないものだというふうに考えておりました。

御質問の株式取得機構に関しましては、そうした金融機関に付する未だの保有制限を行つてゐた

だということとか、あるいは外交問題評議会の対日経済指針を、全部そのままとは言いませんけれども、かなり米国政府は採用してきたんじやないかなと、こう時系列に追つていくとですね。もちろんほかに意見を言ったこともあるかと思いますが、いつの意見を言うという部分が、例えば日経の「経済教室」なんかに書いておられるというのはそういう立場もあるのではないかと思います。したがつて、彼の意見というのは非常にむしろ、何

前回の議論等も踏まえますと、日銀の株の買取りと保有機構の株の買取り、違いはあるのですが、根本において私は大きな差はないんじゃないかなというふうに思います。買取り額は一兆円、他方は百二十七行、他方は主要、メインだと言つていますけれども、ティア1を超える株式を買ううと〇平野達男君そこで、日銀さんが株式の買取りを決定するに当たつて、この取得機構のどこをどのように補おうということで株式の買取りを決定

例えばハーバードさんなんかが言っていることを、これもちょっと時間の関係で全部取り上げませんが、例えば、今年の三月十九日東京で講演されながらも、非常に純粋に金融の専門家として言つておられる部分がかなりあるというふうに私は認識をしております。

前回の議論等も踏まえますと、日銀の株の買取りと保有機構の株の買取り、違いはあるんですが、根本的において私は大きな差はないんじゃないかなというふうに思います。買取り額は二兆円。他方は百二十七行、他方は主要 メーンだと言つてありますけれども、ティア1を超える株式を買うという観点から見ればほとんどもうメーンだと、限られるということだと思います。

そこで、日銀さんがこれを、株式の買取りを決定するときに、昨年の百五十三回国会で成立した銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律、これに基づく、未だの取扱規制、これによって、現状の規制がどうなっているか、その買取りが思つたほどには

○参考人(三谷隆博君) 現実に今年の初めに株式取得機構が設立されまして、その後、買取りをやつておるわけでございますが、私どもの掌握しているところでは、その買取りが思つたほどには

○野平達男君 そこで、日銀さんが株式の買取りを決定するに当たつて、この取得機構のどこをどのように補おうと、いうことで株式の買取りを決定したのでしょうか。

とだと。つまり、不良債権を早く市場に出せといふことを主張しておりますし、これは九月十三日の日経の「経済教室」で、ハバードさんだけは一度もありません。

前回の議論等も踏まえますと、日銀の株の買取りと保有機構の株の買取り、違いはあるんですが、根本において私は大きな差はないんじゃないかなというふうに思います。買取り額は二兆円、他方は百二十七行、他方は主要、メーンだと言つてますけれども、ティア1を超える株式を買うという観点から見ればほとんどもうメーンだと、限られるということだと思います。

そこで、日銀さんがこれを、株式の買取りを決定するときに、昨年の百五十三回国会で成立した銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律、これに基づく株式の取得機構、これをどのように評価されたのか、これをまずお聞きしたいと思うんです。

○参考人(三谷隆博君) お答えいたします。

当時、ちょうどこの株式保有制限ないしは株式

○平野達男君 そこで、日銀さんが株式の買取りを決定するに当たって、この取得機構のどこをどのように補おうということで株式の買取りを決定したのでしょうか。

○参考人(三谷隆博君) 現実に今年の初めに株式取得機構が設立されまして、その後、買取りをやつておるわけでございますが、私どもの掌握しているところでは、その買取りが思つたほどには進んでいない。

それに関連しまして、金融機関からいろいろ聞きますと、やはり仕組みがそもそも違うわけであります、拠出金の問題とか自己資本比率の計算上の扱いの問題であるとか、そういったことも支

○委員長(柳田稔君) 午前の質疑はこの程度にと  
どめ、午後一時まで休憩いたします。

前回の議論等も踏まえますと、日銀の株の買取りと保有機構の株の買取り、違いはあるんですが、根本的において私は大きな差はないんじゃないかなというふうに思います。買取り額は二兆円、他方は百二十七行、他方は主要、メーンだと言つてますけれども、ティア1を超える株式を買うという観点から見ればほとんどもうメーンだと、限られるということだと思います。

そこで、日銀さんがこれを、株式の買取りを決定するときに、昨年の百五十三回国会で成立した銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律、これに基づく株式の取得機構、これをどのように評価されたのか、これをまずお聞きしたいと思うのですが。

○参考人(三谷隆博君) お答えいたします。

当時、ちょうどこの株式保有制限ないしは株式取得機構の議論がなされましたのは昨年の春から秋に掛けての時期だと思います。当時は株価、昨年の三月中旬には一時、それまでの一万三千円台から一萬一千円台に下がるというふうなことで、

○参考人(三谷隆博君) 現実に今年の初めに株式取得機構が設立されまして、その後、買取りを決定するに当たって、この取得機構のどこをどのように補おうということで株式の買取りを決定したのでしょうか。

○平野達男君 そこで、日銀さんが株式の買取りを決定するに当たって、この取得機構のどこをどう補おうということで株式の買取りを決定したのでしょうか。

それに関連しまして、金融機関からいろいろ聞きますと、やはり仕組みがそもそも違うわけであります。拠出金の問題とか自己資本比率の計算上の扱いの問題であるとか、そういったことも支障になり、もう一方で株価は大きく下がっているということもあつたわけでございますけれども、そういったことからなかなか進んでいない。このままではやはり日本の金融機関のリスク管理の問

午後零時十九分休憩

前回の議論等も踏まえますと、日銀の株の買取りと保有機構の株の買取り、違いはあるんですが、根本的において私は大きな差はないんじゃないかなというふうに思います。買取り額は二兆円、他方は百二十七行、他方は主要、メーンだと言つて、いう観点から見ればほとんどもうメーンだと、限られるということだと思います。

そこで、日銀さんがこれを、株式の買取りを決定するときに、昨年の百五十三回国会で成立した銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律、これに基づく株式の取得機構、これをどのように評価されたのか、これをまずお聞きしたいと思うんですが。

○参考人(三谷隆博君)　お答えいたします。

参考人(三谷隆博君)　お答えいたします。

○参考人(三谷隆博君)　現実に今年の初めに株式取得機構が設立されまして、その後、買取りをやつておるわけでござりますが、私どもの掌握しているところでは、その買取りが思つたほどには進んでいない。

それに関連しまして、金融機関からいろいろ聞きますと、やはり仕組みがそもそも違うわけであります。抛出し金の問題とか自己資本比率の計算上の扱いの問題であるとか、そういうことも支障になり、もう一方で株価は大きく下がつて、そういうこともあつたわけでござりますけれども、そういったことからなかなか進んでいない。このままではやはり日本の金融機関のリスク管理の問題というのは非常に大きな問題になつてくるだろう。現実に今年の九月にかけまして大きくなりまつた銀團まで三百行以上ござつてござつた

午後一時開会  
○委員長柳田稔君　ただいまから財政金融委員  
は、単に銀行を救済するような公的資金の入れ方  
じやなくて、白黒はつきりさせると、もう存続可

実際に株式の購入が進んでいない、そういうったことを見て判断したというふうな説明だったというふうに理解したいと思います。

そこで金融庁にお伺いしますが、この株式取得機構に対しては、今日はこれは午前中の私の反対討論でも言いましたけれども、銀行等は既に百億の出資金を出してあります。それから、売却時に八%の抛出金を出してあります。取得機構は株を買ったときに、これは株価の変動にリスクを抱えますから、その株価が変動してもし負担が生じた場合に、一次的には八%の抛出金、次に出資金、最後は政府保証で買っていますから國が負担しますと、こういう仕組みになっています。つまり、株の取得についての、取得した場合の変動リスクに対して国が負担する範囲についてはかなりの制限を設けたというふうに理解したいんですが、こういう御理解でよろしいでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のような制度になつております。

却時拠出金を拠出せると。それで拠出金合計額を基準として、例えは、これは残余財産がある場合は二倍の額を会員に分配する分配限度額とする一方で、機構に損失が生じた場合には拠出金と当初拠出金がその補てん財源というふうにされるということになりますから、正にその変動に対するリスクを負う、これは利益が出るときもコスト負担になるときも両方あるわけですから、それについて会員である銀行が負担する、そういう形にもちらんなつております。

○平野達男君 そこで、日銀は購入時に8%の、出資金はおろか拠出金も取らないという仕組みになつておりますて、これは前回の審議のときにも言いましたけれども、逆に言えば、株価変動に伴うリスクは銀行には全くしょわせない、日銀にはしょわせる、しょうんだという仕組みになつてゐるわけです。

他方、国会では、この株の取得に対する購入に関する政策を導入するに当たつて、この委員会は

でも議論したことだけれども、その株価変動に伴うリスクというのは、繰り返しになりますが、出資金と八%の拠出金をまずしようんですよと、それを超える範囲については、これは買入れに伴う政府保証ですから国が負担するんだと、こういう整理になつたんだろうと思ひます。

そこで、財務大臣、よろしいでしょうか。日銀は、株の買取りを決めるときに財務大臣の許可を取つて決めています。そうですね。そのときに、株価変動リスクをなぜ日銀に全部負わせるというふうな決断をされたんですか。

損ばかり考えていますけれども、損ばかりじやないんですね。それが長期に買うと。  
それからもう一つは、基準を明確にせいと言いました。そうしたら、投機的なものは一切やりません、投資的な銘柄に対してやります。それはおのずから、B-B-Bですか、これ以上になつてくるんじゃないかなと思つておりますが、そういう銘柄がやっぱり選定の基準には持つてあるといふこと、そしてその基準を明確に、客觀性を持たせて判断するという。

の現在の判断、これは政治的な判断かもしれないが、なんけれども、現在のような経済状況の中におりまして、これが十年以上たつて更に悪化しているということになつてきましたら、日本の経済は一体どんなことになつてあるんでしょうか。そういいますと、私は、そういうことの言わば先々の不安におびえておるよりも、やっぱり積極的な考え方を持つべきであると私は思います。

○平野達男君 私は、日銀が株の買取りを決めたことに反対しているんじゃないんです。一口セセスの問題として言つているだけです。国会

○國務大臣（塙川正十郎君） やはり日銀の独立性を尊重するという立場からです。

○平野達男君 財務大臣の立場からすれば、それは日銀は基本的には独立していませんから、例えば日銀が独自の判断をしていろいろなリスクをしようというのは、これは基本的には日銀の独立性ということからすれば自由かもしれません。ただ問題は、日銀がそういう形で株価の変動リスクを負って負担をするということは、これは最終的にはそれが日銀納付金にも跳ね返ってくるし、国庫の負担にも影響していく話であります。

そこで、財務大臣とすれば、国とすれば、株価に伴う変動リスクの国の負担というのは、これは範囲を一応私はこの国会の中で議論して決めたと理解したいんです。それを越して日銀が独自で判断するのは、それは日銀の自由かもしれませんけど、財務大臣はそのときに、国会の審議を踏まえた上で、なぜ国が、最終的にリスクが国の国庫納付金に跳ね返ってくるような措置を、これは問題じゃないかとなぜ指摘しなかつたのかというのだが、これが不思議でしようがないんですが、これははどういうことでしよう。

○國務大臣（塙川正十郎君） 跳ね返つてくるおそれがあると考えましたから、私は条件を付けたんです。

それは、この前も申しましたように、一つは長期に保有するということですから、長期に保有すれば、これは逆にもうかる話なんですが、決して

損ばかり考えていますけれども、損ばかりじやないでいいんです、これは。もうかることがある。そのときはやつぱり褒めてやらぬといかぬと思つんですね。それが長期に買うう。

それからもう一つは、基準を明確にせいと言いました。そうしたら、投機的なものは一切やりません、投資的な銘柄に対してやりますと。それはおのずから、B B Bですか、これ以上になつてくるんじやないかと思つておりますが、そういう銘柄がやつぱり選定の基準には持つているといううえと、そしてその基準を明確に、客觀性を持たせて判断するといふ。

ですから、相当私はこれは、リスク回避は心嚮してやつぱり思つております。

○平野達男君 一点目のもうかるかもしけないといふ話は、これは発議者の相沢議員も言つた話であります。それはそうかもしれません。全部そろそろは織り込み済みで保有機構というのは作つていいくんです。

だけれども、やつぱり持つたときに株価が下落するリスクはこれは否定できないんです。でありますからこそ出資金を取つて八%の拠出金取つたんです。日銀がそれを取つて長期保有すれば、じつは絶対それは株価は下落しないと言えますか。このリスクは必ずあるんです。そのリスクに対してもこれを日銀がしょわなくともいいということはこれは繰り返しになりますけれども、国会等の議論からすればちよつと筋が違うんじゃないかなとうのが一つ。

それからもう一つ、株を買うときの、今の財大臣の話ですけれども、トリプルBマイナスとか投機的なものを買わないというのは、全部これは保有機構と同じなんです、それは、

ということです、もう一度御答弁をお願いします。

○國務大臣 塩川正十郎君 恐らくこの銘柄にましても配当金は付いてくるだらうだと思います。ですから、長期に保有するということは、なりそういう面から言うてもこれはリスクをバーできるものであると思います。また、私

の現在の判断、これは政治的な判断かもしれないが、とにかく、このことになつてゐるんでしようか。  
そう思ひますと、私は、そういうことの言わば先々の不安におびえておるよりも、やっぱり積極的な考え方も持つべきであると私は思います。  
○平野達男君 私は、日銀が株の買取りを決めて、これについて反対しているんぢやないんです。口セスの問題として言つてあるだけです。議論の中で、株価が変わった場合にリスクが伴ますねと、それに対して国庫負担はどこまでですかということを決めたわけです。それに対しても、言も触れないで、日銀のやることはいいことだいことだというのは、これは財務大臣としての判断、個人的な判断はあるかもしませんけれども、この中でこういう法律を出して議論をした過を踏まえれば、これはちょっとおかしいのではないかということを言つてゐるんです。  
将来が要するに不安だと不安視する必要がないとか、そんなものは全然次元が違うんです。統のプロセスの問題として言つてゐるんです。  
○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、プロセスにいても間違つていないと思つてます。きちっと法律に、特別の場合と、ただし、法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合には、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けとき、この限りでないと書いていまして、議に付せるということは書いてありません。  
○平野達男君 私が繰り返し言いたいのは、銀の保有株式取得機構があつて、その取得機構にしての、株を買った場合の変動リスクというもに対して、国が負うと、負う範囲についてこれは定を付けたわけなんです。  
日銀がそのときに、株を買うときに、これはかに日銀の独立性と、いうのはあるんですけども、国で決めてそれ以上のリスクはしょえませぬことなつてきましたら、日本の経済は一体どんなことになつてゐるんでしようか。

かというのを聞いているんです。それは独り性と  
いうことで説明付くんでしょうね。それをもじ本  
当にやるということであれば、日銀はしょってで  
も銀行の株を買いたい意思があるという政策目的  
をしつかりもう一度国会等にかけて、国会ではリ  
スク変動に伴うリスク負担の範囲を決めたけれど  
も、日銀についてはそれはかけまいということに  
ついて、これはやっぱり手続踏んで、やっぱり法  
律の、法律というか、国会の審議にかけるべきで  
はなかつたかというふうに思うんですが、どうで  
しょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) これは政治判断です  
ね。それは、私たちの政治判断は法律に基づいてい  
ないということ 基づいていない。平野さんは  
いやそれは法律を超えて政治的に判断して国会に  
相談すべきであつたろうと、こうおっしゃるわけ  
でしよう。そうでしょう。私はその必要がないと  
いう、そういうことなんですね。

○平野達男君 ここらに入りますと哲学論争に  
入つてしまふんですが、政治的決断というのは何  
かということなんですが、少なくとも塩川  
財務大臣もこの委員会で審議はずつと聞いていた  
はずです。法律の中身も知っていたはずです。  
それで、繰り返しになりますが、国はリスク負  
担をここまでやるというふうに決めた。それを超  
えて財務大臣が自分の判断で、日銀にはしょわせ  
ない、場合によつたら、株価が下落しても、国庫  
納付金が減つてもいいというふうに判断した。こ  
れは政治判断の域を超えるんじやないかといふ  
となんですが、これは最後は多分見解の相違だと  
いうことになるかもしませんが、あえてもう一  
度、財務大臣の所見を伺つておきます。

○國務大臣(塩川正十郎君) これは私が決断した  
ということになつて、形式はなつておりますけれ  
ども、これはやっぱり省議にちゃんと諮つております。  
省議つて、正式の省議じやございませんけ  
ども、少なくとも財務省の主要な局長には、わ  
しはこう思うんだよ、どうだと。副大臣にも相  
談、当時の副大臣そこにおられますぐ、とにかく

詰つておりますいたしますから、これはそれなりに私は政治的な配慮をしたと思っております。○平野達男君　国会よりも何か省議が優先されるみたいな印象だったんですが、そうではないとうふうに取つて。

この点に関しては、やはり先般大塚委員からも指摘しましたけれども、趣旨、やり方は別として、日銀の株の買取りと保有機構の買取りというのは基本的に目指すところは同じなんですね。ですから、これは是非とも、本来であればやっぱり国会に法律改正という形で詰つていただきたかったと。これは私は、一番最初これが出てたとき、私も一生懸命で議論したことは一休何だろうかというあつけらかんとした感じに駆られてしましました。そういう思いがあつたのですから、今質問をさせていただきました。

それからもう時間がないんですけど、最後に竹中大臣にお伺いしますけれども、今回の銀行等の株式の保有等の制限に関する法律の一部の改正、これは不思議なことに今日の委員会で通つてしましましたけれども、大変ますい、おかしな法律であると私は思つておりますが、通つてしまいまして。

銀行株、銀行が保有する事法株とかあるいは事業法人が保有する株の買取りについては、今までの説明にも、今までのやり取りの中にもありますけれども、保有機構あるいは日銀がある。片方は出資金は出させる、八%の拠出金も取る、日銀は取らない。それから、保有機構が株式を買うときは、今度は持ち合い株の解消という政策もそこに入っている。目指すところは、よく聞くと、持ち合い株の解消は別として双方同じ。こういう政策がぽこぼこぼこ出てきてしまいますが、何が一体正しい政策なのか、あるいは政策として一本通つたものがないという、こういう感想を持つてしまうんですが。

まず、竹中大臣、全体の今までの議論を踏まえての御感想と、これからこういった似たようなスキームが出てきたときに、出てきているわけですが

が、これを相互にうまく活用するような、あるいは重複しないような活用方策を考えると同時にこの政策はこういうことですよ、この政策はこういうことですよというきちっとした説明、分類ですね、これをするべきだと思いますが、その二点、ちょっと竹中大臣に。

○國務大臣(竹中平蔵君) 日本銀行、財務省等々のやり取りを踏まえて私なりの認識はいかんということであらうかと思いますが、基本的に目指すところは、究極的には株式の買取りというところで同じであろうという平野委員の指摘は現実問題として理解はできる。ポイントはあるんでございまいますが、実際の政策の立て方、政策のロジックといいますか論理からしますと、買取機構の方は要するに株式保有制限という一つの制約を付けたと。それによつて株式処分の円滑化を図るための一種のセーフティーネットである。これ、セーフティーネットであるという考え方なんだと思うんですね、一種の互助の。それに対する政府がどこまで関与するかという、そこに関しては一種の制限があるということなんだと思います。それに対して日銀の株式買取りは、むしろリスクを早期に軽減、株価変動のリスクを軽減させて信用秩序を維持するということでありますから、日銀の信用秩序維持の行動であると。

したがつて、それに対して、財務大臣がおっしゃつたように、やはりここは関与の仕方ということは当然のことながら違つてくるということなんだと思います。

ただ、委員の御指摘のように、結局はしかし株を買い取るんだろうと、マーケットからといいますか、一般国民から見るとそういう思いはあるかと思いますので、この役割分担、一種の役割分担といいますか、一種の政策の手段をどう割り当てるかということについては、しっかりと説明責任を果たしていくで、補完的な役割を果たして、その二つの制度がですね、いつてもらう。その選択は実は、どちらを利用、活用するかというのは金融機関にあるわけでございますから、そこ

はしっかりとよい方法を使つていつてもらう、それが私なりの認識であります。

○平野達男君 時間ですからまとめますが、そういうふうに、今のは、日銀の株の買取りもする保有機構もできたということでの現状を踏まえた説明ということになると思うんですですが、元をたどれば、日銀さんが現状に、保有機構を設立したけれども、株の買取りが進んでいないじゃないかといふ認識があるというふうに言いました。

なぜ、この時点で株の買取りが進まないのかといふのを分析しなかったのか。これ8%が問題なんだつたのかどうか。だから、日銀が買取りをするという以前に、この法律そのものに問題があるんじゃないですかと。この法律を、八%の拠出金をやめたらどうですか、こういったやつぱり提案が、真摯な提案があつてしかるべきだつたと思います。それをやつた上で、しかしこの法律の改正じゃ駄目だから日銀の株の買取りを認めますよといふのであればこれは理解のしようもありますけれども、そういつたことも一切していない、したのかどうか分かりませんが。どうも塙川財務大臣の答弁ではそういう話、一言も出てきませんでしたから、やつていませんよね。

だから、そういつた意味における政策の連携というふんですか、ということも明らかに私はこれ欠如しているんじゃないかなという意味で、といふ点を最後に指摘しておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大渊綱子君 今日、私は、ちょっと財政金融委員会にはなじまない問題ではありますけれども、前回、先週になりますか、超党派の女性議員懇談会というのがござりますのですが、その場所で日本赤従軍看護婦だった皆さん方と懇談を持つ機会を得ました。

日本赤の従軍看護婦だった皆さん方は、ずっと長い間、毎年、慰労給付金というのが出ているんですけども、その増額を求めて請願行動を続けてこられているんですねけれども、なかなか思うように当初約束をされた金額になかなか到達をしな

いという状況の中で、自分たちも既に平均年齢が八十四歳に達していて、お会いをしたとき九十歳に近い方も来ておられたわけですけれども、もう体も非常に足腰も弱くなつてきだし、介護を受けなければならぬ年齢になつてきてるので、給付金は依然として上がつてこない、低水準に置かれただままということで、非常に生々しく切実なお訴

五十三年の六党合意以降の経緯について述べていただきたいと思います。

の性格が異なると、いふことがあります。  
政府といたしましては、この慰労給付金の実質  
価値の維持を図らなくてはいかぬと、いうことで  
昭和五十三年以降、度々インフレ等ございました  
けれども、六回にわたりまして額の改定を行つて  
おるところでございます。  
以上でございます。

○大渕絹子君 そこへ座つていてくださいませく  
か。どうぞお願いします。

れども、三枚目の資料を見ていただきますと、平成十四年になりますと、五十五歳以上、もう兵士の方も従軍看護婦さんの方ももう全部八十歳以上になつて、全部ではないですね、兵士の方はもう六十五歳以上——六十五歳ということはありません、八十歳以上になつているんですね。そういう中で今、六十五歳以上というところが適用されてゐるんですけども、兵士の方は五十六万八千四百円。にもかかわらず、従軍看護婦の方はわずかこの二十四年間でたつた三万八千円しか上がつて

そして、特に私が本当にびっくりしたのは、従軍看護婦にどういう形で参加をしていったのかというくだりになったときに、兵士と同じように赤紙召集によつて召集をされるんだという事実を知

りました。それは、もう女性たちが拒むことがで  
きない、日本赤十字社の看護婦として登録をした  
時点で戦地に召集されることがあることを了解を  
して入っているわけですね、それは拒むことがで  
きない状況。当時の戦中・戦後の教育の中で、喜び  
勇んで戦地に赴いた女性あり、自分は内地で看護婦  
業をもつと積みたかったけれどもやむなく戦地  
に赴いた女性と、それぞれいろいろな事情を抱え  
ておりまして、一人一人が違う状況に置かれてい  
たというふうに思います。

そして、戦地で、彼女たちの言葉をして言え

ば、二十四時間体制で病院の勤務というのは兵士に劣らない仕事を自分たちはしてきたと、そういう自負を持っているということをいまだに胸を張つて主張されておられました。

その状況を見ながら、昭和五十三年度に、お手元に皆さんにもお配りをしてありますけれども、その当時の六党の合意というのがございまして、この次の五十四年度からその慰労給付金というのが支給をされ始めるわけなんですねけれども、そういう状況について、ちょっと今日は、もう少し改善方ができないのかどうかということを塩川財務大臣に最後にお聞きをしたいと思いますので、今日は総務省の担当の皆さんに来ていただいていますので、是非お聞きをしていきたいというふうに思っています。

それでは、総務省にお聞きをしますけれども、

第五部 財政金融委員会会議録第六号 平成十四年十一月二十一日 【参議院】

五十三年の六党合意以降の経緯について述べたいと思います。

○政府参考人(衛藤英達君) 今、先生からお話をございましたように、旧日赤の救護看護婦、それから陸海軍の従軍看護婦さんたちが対象でございましたが、まず旧日赤につきましては、お話しのように昭和五十三年八月の六党合意の趣旨を尊重して取られた措置で、お話しの慰労給付金という措置が始まったわけでございます。

この慰労給付金の措置の概要でございますが、お話しのように、女性の身でありながら戦地等におきまして戦時衛生勤務を遂行したという特殊事情を考慮し、また、その御労苦に報いるため、旧日赤の救護看護婦、それから旧陸海軍の従軍看護婦に対しまして、昭和十二年七月七日以降の戦地等での戦時衛生勤務等の期間が加算年を加えまして十二年以上の五十五歳以上の方、これは御本人に限られますけれども、御本人に対しまして慰労給付金を支給するということでございます。

それから、先生御指摘なさいましたように、これまで度々、この慰労給付金につきましては国会請願をいたしております。政府がどのように対応してきたかということでございますが、基本的に請願の中身は、一言で申し上げますと、兵の恩給と比べて格差が年々増大しているので慰労給付金を増額してほしいと、こういう内容でございました。先生のお話のとおりでございます。

当方といたしまして御理解いただきたいことは、この慰労給付金でございますが、先ほど申し上げましたように、女性の身でありながら戦地等

が始まつたわけでございます。

○大瀬網子君 そこへ座つていてくださいませくわ。どうぞお願ひします。

それで、六党合意を皆さん持つていていただけますと、その一番に「恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して、兵に準ずる処遇とする」、この「準用」という言葉と「兵に準ずる処遇」というのははどういう意味でしようか。

○政府参考人(衛藤英達君) 今お話しの六党合意とのかかわりでございますが、具体的には、まず一点として、資格要件につきまして、実勤務期間に加算年を加えまして、先ほどもお話し申し上げましたが、この年数が十二年以上であること、また戦地又は事変地の区域、これは恩給法で規定されているものがございますが、この区域を恩給に合わせること、それから支給開始年齢を五十五歳とすること、これは恩給制度の準用、それから「兵に準ずる処遇」と、ポイントの額の水準の点でございますが、これにつきましては、慰労金給付水準につきまして、昭和五十四年の兵の恩給の金額を勘案して、当初、スタート時点で定めたとあります。

○大瀬網子君 資料二を見ていただきたいと思います。

れども、三枚目の資料を見ていただきますと、平成十四年になりますと、五十五歳以上、もう兵士の方も從軍看護婦さんの方ももう全部八十歳以上になつて、全部ではないですね、兵士の方はもう六十五歳以上——六十五歳ということはありません、八十歳以上になつていてるんですね。そういう中で今、六十五歳以上というところが適用されてるんですけども、兵士の方は五十六万八千四百円。にもかかわらず、從軍看護婦の方はわずかこの二十四年間でたつた三万八千円しか上がってない十三万八千円の支給額ということになつていて、これは著しく、兵の恩給制度に準用するというこの覚書から、合意からすると甚だしい格差であるというふうに思うわけですけれども、こちらについてははどのよつてな認識をされてますか。

○政府参考人(衛藤義達君) 度々申し上げて恐縮でございますが、基本論といったしまして、慰労の給付金という性格でございまして、恩給の國家補償に基づく生活を保障しなくちやいかぬという観点と、これら從軍看護婦として御苦労された慰労金とは基本的にどうしても性格は異なるんじやないかということが根本にございます。

○大鶴綱子君 恩給制度を準用し、準する処遇をするとなつてはいるんですよ。そこをさつき聞いてるんです。準用するはどういうことですか。準する処遇とは、じゃ、どういうことですか、これは。皆さんの政府用語でこういう言葉を使われたときはどういうことなんですか。同様という意味じゃないんですか。

○大渕綱子君 ですから、準用するというならば、恩給制度と同じように、赤紙で召集された看護婦さんにいても兵士と同じように待遇されただけ前じやないですか。それがそういうことにはならなくて、スタートのときは恩給制度と同じ金額で設定をしておきながら、その後のことについてはもう全くそうではなく置いてきぼりを食っているという、こういう状況ですよ。

よ。でも、今もう八十歳、平均年齢八十四歳を迎えていて、結婚できなかつた人たちが三分の一以上いるんですよ。だから、独りで暮らして、独りで暮らさなければならぬ女性たちが多いんですね。そういう状況の中でもう介護を、最期のみとりを受ける時代に入つていて、これでは非常に不十分だということで、何とか改定をしてもらいたい

いと、こう言つてきているわけですよ。

よね、三党合意、何年でしたつけ、変わりますよね。戦後五十年プロジェクトで、消費者物価の動向を適切に反映させらる旨意をも満たすべきであると

いう、このときは多分もう少し上げるということの、上げさせていくための合意だったというふう

に思うのですけれども、この措置以後、それでも少しは上げ幅が上がってきてているというふうに思うのですけれども、現状、それでは、平成十三年度ベースでいいですけれども、支給対象者が何名程度で、総額の補助金というのは幾らになっているの

○政府参考人（衛藤美幸達君） 第一点目、先ほど先生お話しの三党合意でございますが、これは、平成六年当時の与党、自社さでございますが、戦後五十年問題プロジェクトチームなるものがございまして、平成六年十二月でございまして、ここで検討の結果、特に物価変動につきまして、これを十分しんしゃくした上で措置を講じなくちゃいけぬと、そういう話でございました。

それから二点目の直近の数字でございますが、平成十三年におきましては、この支給対象人員を

七百二十人と見込んで、予算額は約二億九千七百万円でございました。実際の支給の実績でございますが、実績の方は、千七百四人の方で、その実支給額は約二億九千万円でございました。以上でございます。

○大淵絹子君 そうすると、平成十四年度の対象  
人数は何名ですか。

○大淵絹子君 一年間でもうあれですね、千七百四ということを、さつき実数おっしゃいました。  
これは予算ベースでございますが、千六百六十三人、額の方は二億八千六百万円ということでおざいます。

和いたたいた表二十九になつていて、その二十六で計算をしても六十三名の方が亡くなつてますよね。既にもう、さつき言いましたようにもう高齢の域に達しておられて、年々その減少の比率というのは高くなつてているというふうに思うんですね。

比較しても、この二十年間の経過の中では、総額はほとんど変わっていないという状況ですよ。これでは、本当に高度成長して物価がずっと上がつてきて、今はデフレ状況ですから物価は下がっていますけれども、生活を補完をする、年額ですよ、年額ですからね、もううのがね。だから、そんなに当てこする、できるほどこの金額でないのは少しか

りますけれども、しかし、兵に準ずるということであるならば、もう少しつかりと考へていただいて、そして請願も採択をされていふことですから、上げいくのが当たり前だというふうに思つては本當に不思議でなりません。

それでは、その請願の状況ですけれども、昭和五十三年からスタートをした請願で、どのくらい出されてきて、そして採択がどのくらい委員会の中でされてきたのかというのを教えてください。

○政府参考人(衛藤英達君) お話しの請願の採択状況でございますが、第百一十八国会、これは平成五年でございますが、衆議院におきまして四十一件、参議院におきまして三十五件、合わせて七十六件でござります。

最近のもので、第百五十三回、平成十三年、昨年の九月でございますが、衆議院、参議院

○大淵絹子君 採択をされたんですね。委員会で採択をしたということは、国民の意思が総意でそうしてあげなさいということだったと思うんですよ。委員会採択というのは。ところが政府はそれを実行しないということは、これは怠慢じやあれをさせいか。国民党の旨と無異に改善が丁つてございました。

国長の声を無視した政策が行われてゐる、そういうことじゃないんですか。 実際に数値を申し上げますけれども、皆さん、資料三のところの五十五歳以上というところで、十三万八千円しかもらえていない方たちが実に全体の、千六百六十三名のうちの千百人がこの一番上の十三万八千円のランクのところなんですよ、千百名。そして、その次の六年以上九年内満、ハ

わゆる十九万一千二百円の支給のところが二百三十二名、その下のところが二百四十六名、そして十二年から十五年の方が六十七名、その下の方が十四名、十八年以上で高額もらっている方はわずか四名しかいません。

こういう状況の中、軍人恩給との差額を私は計算させていただきました。そうすると、全部

を軍人恩給の皆さんと同じ金額を支給をしたとしても、総額八億百五十六万三千四百円、これだけ増額できれば兵の恩給と同じレベルで支給できます、八億円増額すれば。もう来年になればもっと人数減っていますからこんな人数ではあります。もつと金額は少なくなります。

例えば、じゃ兵士の恩給の半額にしてあげます、今、四分の一程度なんですね。ですから、半額にしてあげましょうと言つて、四億円あればそれがかなえられるんですよ。こんなことぐらい

日本でできないはずはないと思うんですよ。是非ここは、もう総務省の方の判断ではとても答えていただけないというふうに思いますので、塩川財務大臣、ここは財務大臣の担当のところではないと思いますけれども、それはトップの大臣でござ

ざいますので、こんな四億とか、四億から八億、最大出しても八億ですよ。それで本当に戦争で一

生懸命日本のために日本の国民のためにに強ってきた人たちの最後のときが納得させてあげられるのなら、それはやるべきじやありませんか。私はそう思つて今日これを取り上げさせていただきました。

あるいは内閣委員会等々で女性たちが全般的な場で私たちには陳情を聞いたわけですから、それぞれの議員がやることになると思います。財務大臣がノーということを言われたら、あとはもうノーケンになってしまうので、私は、それだったら答えは要らないわけですけれども、少しでも前進をさせるお考えがあるなら御答弁をいただきたいと思います。文台央新してござります。

○國務大臣（塙川正十郎君） 大渕さんの話を聞いておつたら、そうだなと思いますね。けれども、これはやっぱり審議官が言つていますように、慰労金という性格で出しておるということ、そこに問題があるんだろうと思うんですが、とはいって、どう画一的に物を考えるべきではないと思います。

私も、従軍看護婦さんはよく、経験したし知つておりますが、私たちの中隊にも薬入替えに来てくださいましたよ。ですから、事情は知つておりますけれども、法律的な問題とかいろいろあつて、何かそういうところがあるんだろうと思ひますので、よく一回勉強させてもらつて、なにしまして、相談してみます。

ね。だから、生活の状態はそんなに心配されるようなことじやなくて、ある程度安定した生活を確保しておられるんだろうと、もうそれが崩れておつたなら大変ですけれども。そこらをちょっと調べてみて、一回調査してみてなにいたしましょう。

○大渕絹子君 法律でないのでなかなかできないというんですけれども、スタートしたときは、法律にすると難しいので予算措置にしたんですけどね。予算措置であるならば、どこのところを削つても、予備費から削つてでもできるわけでしょう。予算措置であるならば。正に大臣決断で使える、大臣のポケットマネーとは言いませんけれども、自由裁量で使える枠の中から出せる範囲の金ですよ、たかだかこれだけのお金ですから。そこは是非、厚生労働大臣あるいは総務大臣等々と御協議をいただいて、よろしくお願ひいたします。

○委員長 柳田稔君 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長 柳田稔君 次に、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案の両案を一括して議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。特殊法人等改革につきましては、昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法のつとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画を閣議決定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、又はその事業を

徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継することとしたところであります。

本二法律は、これらの法人のうち、認可法人通関情報処理センターを解散して独立行政法人通関情報処理センターを、また、認可法人日本万国博覧会記念協会を解散して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を、それぞれ設立するためのものであります。

以下、この二法律の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲及び出資に関する事項を定めております。第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができる」とし、その定数を定めております。

第三に、積立金の処分方法について定めております。

その他、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めるほか、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めております。

以上が、この二法律の提出理由及びその内容であります。

○委員長 柳田稔君 何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 柳田稔君 ありがとうございます。

○委員長 柳田稔君 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

十一月二十日本委員会に左の案件が付託されました。

一、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

第五部 財政金融委員会会議録第六号 平成十四年十一月二十一日 【参議院】

関する法律の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による税関手続の特例等

に関する法律の一部を改正する法律

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を

次のように改正する。

「第三章 通関情報処理センター

第一節 総則(第六条―第十四条)

第二節 設立(第十五条―第二十条)

第三節 管理(第二十一条―第三十

第四節 業務(第三十四条・第三十

第五節 財務及び会計(第三十六条

第六節 監督(第四十四条・第四十

第七節 雜則(第四十六条・第四十

第八条 独立行政法人通関情報処理センター(以下「センター」という。)は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

(事務所)

第九条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

第十条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則 第二条第四項(通関情報処理センターの解散等)の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第十二条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則 第二条第四項(通關情報処理センターの解散等)の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第十三条 センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第十四条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

第十五条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十六条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

第十七条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十九条 センターは、出資者に対し、その持分

を払い戻すことができない。

第二十条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第二十一条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

は、この章の定めるところによる。

(名称)

第七条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。の定めるところにより設立される通則法第二条第一項(定義)に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センターとする。

第八条 独立行政法人通關情報処理センター(以下「センター」という。)は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行ふことを目的とする。

(事務所)

第九条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

第十条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則 第二条第四項(通關情報処理センターの解散等)の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第十二条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税關手續の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則 第二条第四項(通關情報処理センターの解散等)の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第十三条 センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第十四条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

第十五条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十六条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

第十七条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 政府は、前項の規定によりセンターがその資

本金を増加するときは、予算で定める金額の範

囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十九条 センターは、出資者に対し、その持分

を払い戻すことができない。

第二十条 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第二十一条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第二十条第一項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他第三者に対抗することができない。

(役員)

第二節 役員及び職員

第十三条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項(役員の職務及び権限)の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第十五条 役員の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の地位)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等

第十八条 センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

2 行う者の使用に係る電子計算機に関する業務(以下この号において同じ。)に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(以下この号において「関連業務」という。)を行ふために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び保管すること。

4 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十九条 センターは、通則法第十九条第二項(以下この項において「中期目標の期間」といいう。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項(利益及び損失の処理)の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十三条第一項(中期計画)の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議会の意見を聽かなければならない。

3 センターは、積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除し、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 國際貨物業務(税関手続に係るものに限る。)の下の号において同じ。)に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(以下この号において「関連業務」という。)を行ふために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び保管すること。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雜則

(出資者原簿)

第二十条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第二十一条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要求)

第二十二条 財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を閲覧等に関する法律(この法律及びこの法律に基づく命令を含む。)の規定に適合したものとするため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十八条第一号から第四号までに掲げる業務に關し、必要な措置をとることを求めることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三章及び第四章の改正規定(第二十三条に係る部分に限る。)並びに次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十一項において

求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第一項の規定による承認を受けた金額を控除し、二十万円以下の過料に処する。

第一項の規定の適用については、同法第二条第一号(定義)に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十八条 第十六条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一項の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十九条 第十六条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一項の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。



は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

#### (役員の任期)

第八条 役員の任期は、二年とする。

#### (役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第三章 業務等

##### (業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。

二 日本国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金(次条第一項において「運用利益金」という。)の一部をもつて日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

##### (区分経理)

第十一條 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 前条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（次条第五項及び第十五条第五項において「第

二号勘定」という。）から、運用利益金のうち前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の適切な運営を確保するために必要な経費の財源に充てるべき額として財務省令で定めるところにより算定した額を、前項第一号に掲げる業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

3 第一号勘定において、積立金の額に相当する金額を、その超える額に相当する金額においては、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十一条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項及び第五項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額に政令で定める割合を乗じて得た額を、それぞれ国庫及び機構に出資した地方公共団体(以下この項及び次項において「国庫等」という。)に納付しなければならない。

4 機構は、第一号勘定において、中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」といふ。)の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金がなかつたときは、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金に相当する金額

5 機構は、第二号勘定において、中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」といふ。)の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金がなかつたときは、当該期間が最初の中期目標の期間であるときとする。

6 機構は、第二号勘定において、中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」といふ。)の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の認可を受けた金額を日本万国博覧会記念基金に組み入れることができる。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関する事項は、政令で定める。

##### (償還計画)

第十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (日本万国博覧会記念基金)

第十五条 機構は、第十条に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金(以下「基金」という。)を設け、附則第一条第十項の規定により基金に充てられたものとされた金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

り財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額に相当する金額を、それを超過するとき、その超える額に相当する金額を超出するとき、その超える額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫等に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の財源に充てることができる。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫等に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の財源に充てることができる。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十一条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関する事項は、政令で定める。

##### (償還計画)

第十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の債務を、前項各号列記以外の部分に規定する業務に係る勘定(次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。)に繰り入れるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (日本万国博覧会記念機構債券)

第十五条 機構は、第十条に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金(以下「基金」という。)を設け、附則第一条第十項の規定により基金に充てられたものとされた金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、第十一条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 財務大臣は、前項ただし書の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評議委員会の意見を聽かなければならぬ。

5 機構は、第三項ただし書の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を第二号勘定から第一号勘定に繰り入れるものとする。

6 前各項に定めるものほか、基金に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (関係行政機関の長との協議等)

第十六条 財務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 財務大臣は、次の場合には、機構に出資した地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

一 通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 通則法第三十五条第一項の規定により所要の措置を講じようとするとき。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十九条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号

の規定による職員には該当しないものとする。

第五章 罰則

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第十五条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

六 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

七 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

八 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

九 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十一 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十二 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十三 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十四 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十五 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十六 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十七 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

十八 第十五条第二項において準用する通則法第七条の規定による認可をしようとするときは、

5 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一条の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項及び第二項の規定により国及び機構が承継する資産の価額の合計額

(次条の規定による廃止前)の日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)附則第四条において「旧協会法」という。)第二十三条第一項の日本万国博覧会記念基金(次項及び第十項において「旧基金」という。)に充てられている金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額に、承継の際ににおける協会に対する地方政府公共団体の出資額の政府及び当該地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

7 前項に規定する場合において、機構が承継する資産の価額(旧基金に充てられている金額を除く。)から負債の金額及び同項の規定により地方政府公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を差し引いた額は、承継の際、政府から機構に出資されたものとする。

8 前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第二項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金に充てられている金額は、機構の設立に際し基金に充てられたものとする。

11 第二項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本万国博覧会記念協会法の廃止)

第十三条 日本万国博覧会記念協会法は、廃止する。

(日本万国博覧会記念協会法の廃止)

第二号中正誤

五 三 から 思っておりま

六 正 す。思っておりま

七 正 す。

八 正 す。

九 正 す。

十 正 す。

十一 正 す。

十二 正 す。

十三 正 す。

措置

第四条 前条の規定の施行前に旧協会法(第十四条を除く。)の規定によりした处分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

措置

第四条 前条の規定の施行前に旧協会法(第十四条を除く。)の規定によりした处分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

措置

第四条 前条の規定の施行前に旧協会法(第十四条を除く。)の規定によりした处分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

措置

第四条 前条の規定の施行前に旧協会法(第十四条を除く。)の規定によりした处分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)





平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0